

令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和8年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 2時36分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |                       |               |
|-------------|---------|-----------------------|---------------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋       |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 病 院 管 理 者             | 村 上 正 和（途中退席） |
| 総務防災課長      | 稲 田 欽 也 | 企 画 課 長               | 平 井 勝 志       |
| 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長               | 佐 藤 澄 江       |
| 税 務 課 長     | 守 屋 裕 文 | 健 康 推 進 課 長           | 小 川 公 一       |
| こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 | 福 祉 介 護 課 長           | 片 岡 崇         |
| 産 業 観 光 課 長 | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長               | 渡 邊 孝 一       |
| 上 下 水 道 課 長 | 丹 下 裕 之 | 教 育 課 長               | 西 山 弘 之       |
| 会 計 管 理 者   | 松 嶋 良 治 | 建 設 課 ・ 教 育 課 参 事     | 黒 瀬 純 一       |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子       |
| 総務防災課長代理    | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹             | 小 出 健 司       |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 11番, 12番, 5番, 8番, 2番, 6番, 4番, 1番, 3番, 7番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 11番, 12番, 5番, 8番, 2番, 6番, 4番, 1番, 3番, 7番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は11名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番花川大志君、お願いします。花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。通告事項、矢掛町国民健康保険病院、以下矢掛病院と呼称いたします。矢掛病院の経営に関する将来予測に準じて、人口減少と高齢化が進む中で、我々町民に必要な医療提供を継続するために今後どういった運営方針にのっとり、施設運営、維持保全に臨むのか、これについて対処に関する計画の有無、また、それらを含めた執行部の御見解をお聞きしたく、早速質問を始めます。

矢掛病院の運営については、昨年6月定例会の一般質問にて、医療機関事業体として健全な病院経営、一定の医療サービスの提供、コスト意識、町民ニーズとの整合、それらのバランスのあり方について病院管理方の見解を伺いました。

これらは、町民のお声を元に、主に医療介護の質の向上への取組と改善方針をお聞きしたわけですが、今次質問では、事業体の経営そのものに関して問いますので、よろしくお付き合いください。

矢掛病院は、公営企業会計として独立採算を前提とした経営が義務付けられていますが、救急告示病院として90パーセントを超える救急搬送の受入れを担保する人員配置に係る諸経費やさまざまな診療科の設置とそれに付随した高度医療機器の導入充実など町民のあらゆる医療診療ニーズに応え続けてこられたこともあり、経営体質は必ずしも利益を出せるものであるとは言い難く、さらに、経費の大部分を占める人件費や直ちに換金できない有価証券の存在は、円滑な経営運営の財政的なハードルとなっているのではと推察するわけであります。

そこでまず、経営の現況を開示していただきたく、直近事業年度の決算数値を基に、経営指標である経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率、他会計負担比率、有形固定資産減価償却率、そして、経営指標ではありませんが、人件費比率について各指標の解説と矢掛病院の現状とを交え、答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 9番花川議員の質問にお答えします。

経営環境の現状認識と将来予測ですが、議員の御指摘どおり、当院を取り巻く経営環境は、人口減少と高齢化の加速に加え、全国的な地域医療の崩壊とも言われる中で、極めて厳しい局面にあります。

特に令和6年度以降、急激な賃上げや物価高騰により支出が増大する一方、収入の柱である診療報酬は公定価格としてコスト増を価格に転嫁できない構造的な課題を抱えております。

当院の状況を見ますと、コロナ禍以降の患者数は減少傾向にあり、令和7年度に入り、再び伸び悩んでおります。また、資金繰りの裏付けとなる、国債などの約16億円の保有債券についても、昨今の金利上昇に伴う評価損の影響で、安易な売却による現金化が難しい状況にありますが、市場動向を注視し、

効果的なタイミングで資金化できるよう慎重に管理してまいります。

お尋ねの経営指標ですが、令和6年度決算に基づく主要な指標を全国の同規模自治体病院の平均値と比較して御説明いたします。

経常収支比率については、いわば収支のバランスを表わす数値で一般的に100パーセントを超えれば黒字となります。当院は95.4パーセントと直近5年間で最低の数値となりました。しかし、全国平均と比較すれば依然として高い水準を維持しています。

また、財務の安全性の指標であります累積欠損金比率は16.2パーセント、起債の償還など直近の支払い債務に対する資金の割合を表わす流動比率は301.6パーセントと、全国平均でも良好な数値を確保しておりますが、医業収益に対する人件費比率は79.7パーセントと高止まりの状態にあり、また有形固定資産減価償却率は63.8パーセントと全国平均よりも設備の老朽化が進んでいる状況です。

他会計からの負担、この場合は病院への繰入金として町の一般会計が負担しているものということになるかと思いますが、指標としては、医業費用に対する医業収益の割合を表わす医業収支比率のうち、町からの負担分を除いた修正医業収支比率というものがございます。これは直近5年間では2番目に低い82.8パーセントとなっておりますが、全国比較の平均値は上回っております。

このような厳しい経営環境ではありますが、令和8年度に向けた経営改善の三本柱として、持続可能な医療体制を構築するため、特に以下の3つの事業による収入の改善を注力いたします。

一つとしまして、病床体制の見直しということで、現在3階療養病棟内にある14床の地域包括ケア病床の更なる転換を検討いたしております。スタッフ配置等の費用対効果を精査しつつ、入院収益の安定化を図ります。

二番目、保健センターとの連携による健診事業への参加。これまで外部委託が中心だった健診事業について、町の保健センターと連携し、一部を当院で直接請け負う準備を進めます。

三番、フレイル外来の導入。高齢者の要介護化を防ぐための早期発見・介入を行うフレイル外来を検討し、地域ニーズに即した総合的な健康管理サービスを提供します。

以上、特に3つの事業に注力しますが、しかし、御指摘いただいたとおり、将来の人口予測に伴う患者数減少は避けられません。今後は施設の老朽化対策を進めつつも、病床数の削減を含めたダウンサイジングを視野に入れ、過大な投資を抑制しながら、矢掛町民にとって必要かつ持続可能な医療体制を維持していくため検討を重ねてまいりますので、引き続きの御支援賜りますようお願いいたします。

以上、御質問への答弁とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院管理者。

**○病院管理者（村上正和君）** 事業管理者として今の答弁に補足させていただきます。

矢掛病院の現状と将来につきましては、病院誌第10巻で“矢掛町国民健康保険病院の現状と展望”として整理し、ホームページでも公開しておりますので、御覧いただければ幸いです。

矢掛町では人口減少と高齢化が進み、医療と介護の需要構造が大きく変化しております。当院は、病床利用率や医業収支比率において全国平均を上回り、地域医療の需要に確実に応えておりますが、入院中心の医療のみでは将来的な持続が困難になることも明かです。

そのため当院は、救急対応、自宅復帰支援、在宅医療、健康管理を含めた地域包括ケアの中核として、病院から地域へと出向く医療へと役割を発展させていく必要があると考えています。

経営改善とは、単なる縮小ではなく地域に必要とされ続ける機能へと転換していくことであり、これ

こそが持続可能な自治体病院の姿であると認識しております。

病床体制の見直しについては、高齢化に伴う医療需要の変化を見据え、時代に即した病床機能を備えていくことが、将来にわたり病院機能を維持する上で重要であると考えております。中長期的な病床機能の適正化は避けて通れない課題ではありますが、医療の質を確保しつつ、地域にとって最適な医療提供体制を構築してまいります。

特に、今後の人口減少と高齢化の進展に伴い、国は診療報酬体系においても、急性期医療から地域包括ケアや在宅医療へのシフトを促す方向性を打ち出してくると考えられます。具体的な病床数については現時点でお示しすることは困難ですが、今後増加が見込まれる高齢者の救急ニーズに対応するためにも、急性期病床を一部見直し、地域包括ケア病床への転換を進めることが、国の施策とも整合する正しい方向性であると認識しております。

また、病床体制の見直しは、段階を経て進めていきますが、医療の需要に一致した病院機能を維持することが、財政的にもより健全な経営が可能となります。

また、内部留保に関しては、世の中の経済状況と連動する側面があり、特に金利や市場動向の影響を受けやすい資産構成となっております。そのため、国債を含む内部留保については、中長期的な視点に立ち、慎重かつ計画的に取り扱うことが不可欠であると考えております。

健診事業への参画やフレイル外来の導入は、病院が地域へ積極的に出向き、住民の健康維持増進に直接関わる取組として進めてまいります。これらは単なる収入改善策にとどまらず、地域の健康づくりに貢献する重要な施策であり、中長期にわたり、経営が安定し、病院機能が維持するためにも必要不可欠なものと考えております。今後とも、皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 各指標の数値化によって病院事業体としての財務運営の現状を開示していただきました。つまり、経営指標というカルテから矢掛病院の健康状態を我々市民も知り得たわけであります。さらに、この症状からの治癒を期して3つの経営改善策への取組について詳細概要をお聞きいたしました。さながら、病理診断を基に治療方針を立てられ、これからオペに臨まれるのであろうと推察いたします。

病院事務長の説明にもありましたが、各指標を検証しますと、経常収支比率95.4パーセントが示すものは、キャッシュベースで赤字という現状ですが、幸いにも累積欠損金比率16.2パーセントが示すとおり、経営そのものが危篤な状態ではないことを示しています。また、流動比率301.6パーセントは、一般的に病院経営では150パーセント以上であれば安全性が高い領域ですから、この数値は極めて安定的な資金繰りができる状態を示しております。

しかし、主に一般会計と思われそうですが、他会計からの繰入額を差し引いた修正医業収支比率は82.8パーセントとのこと、公立病院としては平均的な数値ではありますが、経常収支比率よりも更に12.6ポイント下がり、赤字の現状が見て取れるわけであります。

有形固定資産減価償却率63.8パーセントは、施設の老朽化が進んでいる状態を示しており、人件費比率79.7パーセントは、人件費が売上げの8割を占めるのですから、この費用が経営を圧迫している現状、つまり矢掛病院の独特な経営体質を示しております。

総合しますと、今次質問の趣旨であります施設運営と事業体の維持保全を健全に果たしていくには、この財務的経営状況を押さえておかななくては本質的な経営改善への取組は成り立たないのではと私は考

えるのであります。

前段申し上げましたが、我々町民のあらゆる医療ニーズと地域医療の中核病院として、質の向上を果たしてこられた結果が要因の一つとして、矢掛病院は利益はもとより、収支均衡も難しい体質となっており、これに対する病院現場の経営改善の方針は収入改善に注力するというものであります。

それはそれで大変重要かつ今までにないタイムリーな医療収益の安定化対処策であるとは思いますが、しかし、根本的な治療と申しますか、矢掛病院の体質改善と整合するか否かについては、多少違和感を覚えます。

改めて申し上げますが、経常収支比率 95.4 パーセント、修正医業収支比率は 82.8 パーセント、そして人件費比率は 79.7 パーセントと事業体としての赤字体質からくる運転資金の確保に加え、有形固定資産減価償却率 63.8 パーセントという高い数値を鑑みれば、そう遠くない将来に病院施設の大規模改修を迫られるかも知れません。

それらさまざまな緊急事態への備えが内部留保なのですが、直ちに現金化が難しい額面総額 16 億円の有価証券は、財源として臨時に迅速にかつ直接的に活用できないわけですから、今後どういった方針で経営の難局に取り組まれるのか。

また、流動比率が 301.6 パーセントもの数字であれば、資金繰りには全く支障はないはずですが、流動資産の内容も見ては、実際はどのようなのでしょうか。

誤解があってはいけないのであえて申し上げておきますが、決して経営管理がずさんであるとか、経営努力に対する疑念などを持っているわけではなく、議会としてただすのは公営企業の体質改善への取組に対する見解と方針なのであります。

病院管理者からは、矢掛病院の現状をお受け止められた上で、ダウンサイジングについて単なる縮小ではなく、地域に必要とされ続ける機能へと転換していくことが持続可能な自治体病院の姿であるとの見解が示されました。

その上で、救急対応、自宅復帰支援、在宅医療、健康管理を含めた地域包括ケアの中核病院として、本院から地域住民の元へと出向き、医療の役割を発展させていくことが公立病院のあるべき姿であるとの認識を示されました。

具体的には、国の施策に準じて急性期医療から地域包括ケア病床への転換推進やフレイル外来の導入等を挙げられ、高齢化率の高い我がまちにとって、これは大変有難い有効な取組であろうと推察いたします。

これらは矢掛病院の機能の最適化という観点からは、現在取り組まれているポスト急性期を重要視した対象方針であり、介護老人保健施設たかつま荘との連携、また、町民への啓発活動として重要な催しである矢掛地域医療介護連携フォーラムの開催など、その先にある経営強化のガイドラインと極めて整合するものであると認識できます。

これらの取組には、一町民としては心から感謝と敬意を表したいと思うわけですが、通院・入院患者減少への対処としての収入増進策は、これはもちろん必要ではありますが、公営企業設置の大前提である独立採算という経営の定義にのっとれば、一議員としては、事業体として根本的な赤字体質に対する経営改善への取組が優先されるべきではないかと私は考えるのであります。

これは病院単体だけではなく、設置主体である町行政も共同で考えるべき問題であるはずです。

そこで、改めて現場の運営を預かる病院事務方、そして施設改修にも言及いたしましたので、そのこ

とに加えて、経営体質改善等全体的な観点を含め、設置者である町長、それぞれから現段階においての見解の一環で結構ですので今後の方向性について再質問として、この際答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 花川議員からの再質問にお答えいたします。

根本的な赤字体質への改善策が優先されるのではとの御指摘でございますが、そういう意味では、先ほど御説明いたしました経営指標の推移を引き続き注視していく必要がございます。今後、人口減に伴う患者数の減少は避けられない中、持続可能な経営体制の維持を目指すための患者数の減少に応じた病床数の削減や診療体制の見直し、またそれに見合った人員体制の見直しなど適正なダウンサイジングも検討していく必要があると考えております。

ただし、その検討においては、今後の矢掛町のみならずエリア全体の医療環境も見据えた検討が必要となりますので、矢掛病院単独で現時点において、いつ、どの程度において行うのかについて明言することはできませんが、引き続き町行政とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、御質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、矢掛病院に通院・入院されておられます患者様の早期の回復をお祈り申し上げます。また、矢掛病院に勤務する医療従事者の皆さんの平素からの献身的な働きに感謝いたします。

先ほど事業管理者事務所の答弁にもありましたとおり、矢掛病院は来季に向けた具体的な経営改善策を打ち出しました。

現在、全国のほとんどの公立病院が赤字経営です。人口減少に伴う患者数そのものの減少や昨今の著しい物価上昇や人件費の高騰を背景に、今後も大変厳しい経営環境が続くと予想される状況においては、何よりも国が定める診療報酬の改定が待ち望まれるところであります。

しかし、こうした状況の中で最も必要なことは、我々の自助努力であると思っております。病院と町執行部を初めとする町役場が危機感を共有して、一体となって必要な改善策を推し進めていく。それに尽きると思っております。

一例を挙げますと、先ほど病院事業管理者から保健センターとの連携による検診事業への参加という方針が示されました。これは、私も含めた町執行部、病院、保健センターを所轄する町健康推進課が連携を密にしようと昨年4月から矢掛病院と保健センターの連絡会議を行っておりますが、先ほどの健診事業への参加は、その中から生まれた新しい試みであります。

また、今年に入り、町執行部と病院幹部による経営会議を行っております。これは単なる情報共有の場ではなく、先ほどお話ししましたように危機感を共有し、一体となって必要な改善策を推し進めていくための場であります。

さて、広報やかげ12月号でもお知らせしましたとおり、昨年11月1日付で岡山大学の森田元学長、そしてかつて矢掛病院の参与として経営に携われ、96歳となった今も現役の医師として活躍されておられます西江先生、このお二人に矢掛病院顧問に就任していただきました。そして、一昨日の議会の町長報告において発表させていただきましたが、4月1日から村上院長が病院事業管理者、鈴木副院長が院長という新たな体制となります。また、本町美川地区出身の中村隆資内科医師が非常勤医師として、予定では週4日勤務されることになりました。町民の皆様の御期待に沿えるよう、どの先生も最善を尽

くして取り組んでいただけるものと思っております。

今後も矢掛町と矢掛病院は連携を密にし、知恵を出し合いながら、必要な改善策を断行してまいります。そして、町民の皆様が安心して通院・入院していただける信頼度の高い病院であり続けるために、私自身も全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 事務長の答弁では、人口減少社会における今後の病院経営に対する具体的な方向性の明示はされませんでした。これはにわかにこの場で明言できないことは理解できます。

しかし、病床数削減診療体制と人員体制の見直しなど適正なダウンサイジングを検討するとのことでありました。これらは、正に我がまちの人口動態と町民の病院受診率の現況に対応した取組であろうと評価できるものであります。

一方、町長の御答弁では、危機感の共有の中で、病院と執行部が一丸となって必要な改善策に取り組むとのことでありました。

加えて、次年度から新たな人事による総合的な病院運営がなされるとのこと。病院管理者・事務長から言及のあったさまざまな改善策が強力に推進されていくことに期待したいと思います。

矢掛病院は第二種不採算病院であり、過疎指定の我がまちにおいて必要な地域医療を維持する役割があるわけですが、そうであるからこそ、国の特別交付税措置の対象であるわけであります。その意味において、一般会計からの繰出し基準は、さまざまな経費項目に対する財政負担が行えるようになっております。したがって、現段階において、性急な改革は課題ではないにしても、10年先、20年先までも健全な形でこの医療機関を維持していくためには、今やらねばならない経営そのものに関する課題について問題提起をすることは、議会の役割であると考え、今次質問を起こしたわけであります。

この行政課題は、病院の運営事務方、また行政執行部、そして議会共通の認識であるはずで。

公立病院を取り巻く環境は、町長の御発言のとおり、大変厳しいものがあると承知していますが、それでも円滑な財政運営、すなわち、安定した経営体制の転換に向けた対処を今の段階から進めていただきたいと思うわけであります。矢掛病院がなくなってしまうのは困るのです。

病院管理者の御答弁どおり、町民の医療需要に一致した病院機能の維持こそが健全経営の源であるとの御見解には同意しますが、経営に係る財政運営の問題は、病院の存在意義そのものにも関わることであると予算の議決権を持つ議会としては考えますので、あらゆる手法をもって執行部と病院側双方が連携し、矢掛病院の保全を心からお願い申し上げ、質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、11番川上淳司君、お願いします。川上君。

**○11番（川上淳司君）** 失礼します。議席11番の川上淳司でございます。通告により質問させていただきます。

質問としましては、会計年度任用職員の現状について伺おうと思っております。まずは、現在の会計年度任用職員の人数と雇用形態及び一般企業では契約社員として採用され、3年を経過すると正社員に登用しなければならないというルールがあるようです。

そのことを踏まえ、会計年度任用職員に対しての処遇がどのようになっているかを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 11番川上議員の会計年度任用職員の現状についての御質問に、総務

防災課からお答えします。

会計年度任用職員は、令和2年から地方公務員法及び地方自治法の改正に基づいて制度化されました。任期は、原則一会計年度以内ですが、更新は可能で、評価による継続勤務としております。身分は、地方公務員の非常勤職員で守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などは一般職員と同様に適用されます。

勤務形態は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員があり、勤務時間・報酬が異なっております。いずれも支給水準は条例・規則で定められ、職務内容や責任に応じて設定されております。社会保険ですが、健康保険・厚生年金・労災保険などが適用され、有給休暇や特別休暇も条例・規則により付与されます。

現在の会計年度任用職員の雇用形態別の人数でございますが、一般職員と勤務時間が同じであるフルタイム会計年度任用職員は93名で、一般職員よりも勤務時間が短い職員——パートタイム会計年度任用職員は138名、合計231名です。そして、一般職員を含めた矢掛町で雇用する全職員数は552名でございます。

次に、一般企業の採用形態での事例ではありますが、労働契約法第18条の有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換におけるもので、5年を経過した場合に一定の労働条件を満たしていれば、期間の定めのないものへ転換されるというような内容です。

しかし、会計年度任用職員の身分は地方公務員になり、労働契約法は適用除外となっており、会計年度任用職員が自動的に常勤職員へ転換されるという仕組みは設けられておりません。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 内容がよくわかりました。

再質問させていただきますが、会計年度任用職員に対しての制度があまりにもひどいと思うっていう言い方は悪いですけど、やっぱり恵まれてないかなと思いますし、こういうふうな状況で一般職員と同等の作業とは申しませんが、それなりの責任のある仕事を任されている皆さんだと思っております。そればかりか、一般職以上の仕事を担われてる方もいらっしゃるように見受けられますけど、その部分で、そのことから会計年度任用職員に対してのモチベーションが上がるような施策、それとか登用試験、スキルアップのできる研修等の機会が与えられるように求めるものであります。

また、失業を余儀なくされた際にも、雇用保険に加入がないと思われますので、その部分についても対策をする必要があると思いますが、いかがでしょうか？

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 再質問にお答えいたします。

まず、雇用保険の件でございますが、フルタイム会計年度任用職員は、一般職員と同様に雇用保険未加入でございます。これは、退職手当組合に加入するからでございます。退職手当と同等の仕組みが雇用保険の失業給付にとみなされるものでございます。

次に、パートタイム会計年度任用職員ですが、雇用保険の定める一定の条件を満たしている者につきましては、雇用保険に加入をしているところでございます。

また、一般職員への登用でございますが、一般職員の採用は公募して公平な試験により決定することが原則でございます。過去には会計年度任用職員の方も採用試験へ応募され受験されたケース、試験の

結果、一般職員で採用となったケースもございます。

今後、働き手不足による自治体業務の停滞も社会問題となっております。そうした中で、今回の御提案をより良い人材を確保する手段のひとつとして受け止めたいと存じます。

そして、御提案をいただきましたスキルアップの研修等にはどんどん参加してもらえような体制作りを進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 本当に、総務防災課長の考え方、大変いいと思っておりますし、やっぱりその職員の方が少しでも報われるような世界にならないいけないと思います。

それと、いつも私は思ってるんですけど、同一労働同一賃金が大前提だと思っておりますが、そこは報われてない部分は多大にあると思っております。

それで今後、本当に今も総務防災課長からありましたけど、働き手不足、公務員のなり手不足も出てくるように思いますので、全てがAIで解決していける部分ではないので、今後もそういうふうな部分でしっかりと取組をしていただいて、正職員に登用はできないということも今聞かせいただいてよくわかりましたけど、今後そういうふうなところで、やっぱり職員採用の部分、いろいろな部分でやっぱり魅力ある町行政に持っていくようにやっていかないといけないのかなと思いますし、私がこの場で質問する部分ではないんですけど、基本的には職員組合があれば、まずそういう部分は職員組合で対応されるんだと思っておりますけど、これを機に職員組合もまた発足できればいいなという願いを込めまして、今回の質問をさせていただきました。

本当に今日はありがとうございました。以上で質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、12番土田正雄君、お願いします。土田君。

**○12番（土田正雄君）** 議席12番の土田でございます。今回は、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、矢掛町の土地情報管理システムについてでございます。2024年4月1日より不動産登記が義務化され、取得を知った日から3年以内の登記が必要になりました。

相続する土地を確認するには、固定資産税納税通知書や名寄帳で確認する方法がございます。しかし、固定資産税納税通知書や名寄帳には課税されていない面積の狭い田畑や保安林は記載されておられません。

相続する土地を確認するには、登記簿等の閲覧をする必要があります。法務局では登記簿情報が電子化され、地番から申請する必要があり、一地番ごとに手数料が500円掛かります。つまり、地番がわからないと登記簿等の閲覧をすることができません。

そこで、建設課で管理している矢掛町土地情報管理システムを利用して、被相続人名義の土地データを相続人が把握できるよう、情報提供を行ってはどうかお尋ねをします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 12番土田議員の矢掛町土地情報管理システムについて、建設課よりお答えいたします。

町が保有する被相続人名義の土地データを相続人の方に情報提供してはどうかといった御提案でございます。土田議員の御提言のとおり、法務局において従来の制度では不動産の地番がわからなければ登記簿等の閲覧をすることができませんでした。

しかし、令和8年2月から所有不動産記録証明制度の運用が開始され、不動産の登記所有者及びその

相続人等が法務局へ申請すれば、その所有不動産が一覧的にリスト化され、証明書として発行されるようになりました。これにより、相続人が不動産を把握しやすくなり、登記申請の負担軽減と登記漏れの防止に役立ちます。申請には手数料や戸籍謄本等が必要でございますが、相続登記を行うツールとして、ぜひ御活用いただければと思います。

この新たな制度が運用を開始されたため、矢掛町土地情報管理システムによる情報提供については、先ほどの所有不動産記録証明制度と重複することから、考えておりません。

また現在、建設課において、土地台帳の閲覧を行っていますが、土地の登記所有者及びその相続人以外の方でも土地台帳の閲覧ができる状況となっております。根拠法となります土地台帳法が、昭和 35 年に廃止後も町民サービスの一環として継続をさせていただいております。しかしながら、個人情報保護の観点からも望ましくない状況となっており、近隣の市町村におきましても、閲覧を終了している自治体が多くなっています。そのため、土地台帳の閲覧の在り方についても本町といたしましても今後の検討課題というふうに認識をしております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** はい。今回答いただき、今年の2月2日から施行されました所有不動産記録証明制度は、被相続人が登記簿上での所有者として登録されている不動産を一覧でリスト化する制度でございます。市町村を問わず全国の不動産情報を確認できるため、自治体ごとに名寄帳を確認する必要がなくなります。

現行の不動産登記法では登記記録は土地や建物ごとに作成されており、特定の登記名義人となっているものをリスト化するような仕組みはございませんでした。その結果、所有者の登記名義人が死亡した場合に、その所有する不動産としてどのようなものがあるのか把握しきれず、見逃された土地について相続登記がされないまま放置されていることが指摘されておりました。

相続登記の申請の義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請にあたっての当事者の手続き的負担を軽減するとともに、登記漏れを防止するという観点から、登記下において特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度でございます。

相続人、その他の一般継承人は、被相続にその他の被相続人に係る本証明書について交付請求することが出来ます。

しかし、所有権の登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化して、地番を把握しても、その位置までは確認することができません。その位置を確認するため、矢掛町土地管理システムを利用して、チェック時に航空写真を貼り付けて現地を確認しやすくなるような情報提供についての考えを再質問としてお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 12番土田議員の再質問に建設課よりお答えいたします。

相続人が所有されている土地の位置などの確認に矢掛町土地管理システムを活用してはどうかといった御提案でございますが、お申出のとおり、現在、法務局の所有不動産記録証明制度では、不動産の場所を確認する場合、一筆ごとに公図を取得する必要があります。

建設課では、不動産の地番を指定いただきますれば地籍図を取得することが可能で、不動産の場所も

確認できます。複数の地番を1枚の地籍図にまとめて表示することも可能でございます。交付には地籍図1枚に対し200円の手数料を頂戴しておりますけれども、今後も継続してまいりますので御活用いただければと存じます。

なお、航空写真入りの地籍図については、現在窓口での閲覧は可能とさせていただいておりますが、交付は行っておりません。交付に際しましては、航空写真の発行元への権利確認や地籍関連ソフトに対する契約事項、著作権及び諸法令を確認する必要があるがございますので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** はい。先ほど再質問についての回答をいただきました。実は、この証明制度で私も先日2月10日頃でしたか、法務局に行って証明制度を利用して地番を把握しました。

昨年末に相続登記をした土地が確か40数筆ありました。じゃあ、どれぐらい地番が出てくるのかなと思って法務局で申請しましたら、50件近いものが出てまいりました。

つまり、課税されてない土地、それから保安林、こういったものがいかに多く中山間地域にはあるのかなというふうに再確認し、やはりこれから耕作放棄地また空き家等々を発生させないようなシステムが必要なのかなということを痛感いたしました。

いま、中国地方でも農地の未登記、こういったものが2割近くあります。また、全国的にもいま10か所でピックアップして10万筆の調査をした結果ですが、これについては、最後の登記から50年以上経過しているものが26.6パーセントあります。つまり、相続登記をやってもらえればわかると思いますが、50年以上となると、もう2代3代前ので、なかなか登記が難しくなります。しかしながら、50年未満のものがまだ73.4パーセントあるということで、これはやろうと思えば、難しいですがまだ可能でございます。

今後は、やはりこういったことを行政としてもPRして進めていくことが、先ほど言いました耕作放棄地の出ないようにする。また、空き家などを発生しないようにする方策の一つになればと思います。

今後こういったものが増えてくると、町としても固定資産税の徴収ができなくなる土地が増えてくると思います。ですから早めに手を打っていただいて、こういう対策も前向きに考えてもらいたいと思います。

1点目の質問については以上で終わりました、次に2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、小学校の統廃合についてお尋ねをいたします。小学校の存続問題は、主に少子化に伴う児童数減少が原因で全国的に統廃合が急増している深刻な問題です。統廃合で学校がなくなることによる地域への影響や環境変化による児童への影響も考えられます。

学校の統廃合には、あらゆる問題や課題があるため、学校・地域・保護者が協力、理解し合い、課題解決の方策を検討することが大切です。

統廃合により、大半の児童が長距離通学となるため、スクールバスによる通学の検討や地域コミュニティへの影響など地域の衰退をもたらす可能性がございます。

地域で統廃合を検討すべき主な理由は、子どもの教育環境の質と地域の存続のバランスをいかに保つかということが重要になります。行政が一方的に進めるのではなく、地域が主体となって議論するためには次の3つのポイントが必要と考えております。1つ目は、児童が切磋琢磨できる環境の確保。2つ目

は、地域拠点としての再定義。3つ目は、持続可能な地域社会の構築。

以上、3点が大事だと思いますので、この3点についてお尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 12番土田議員の小学校の統廃合についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、少子化に伴う児童数の減少は、本町のみならず全国的な課題であり、教育環境の質の確保と地域コミュニティの維持をいかに両立させるかは、教育課題にとどまらず、町政における最重要課題の一つであると認識しております。

学校の統廃合の問題は、単なる教育環境の整備にとどまらず、地域の在り方そのものを問う重要な課題です。議員御指摘のとおり、行政が一方的に進めるのではなく、地域が主体的に将来を描けるよう町として寄り添った対話を進めていくことが基本であると考えております。

議員が懸念されている地域の存続については、地域座談会でも学校の統廃合は、地域で将来の地域づくりの課題としても捉える必要があると、そういった御意見をいただいております。

教育委員会といたしましても、議員御提案の地域が主体となった議論を後押しするために必要な情報の提供、助言など地域に寄り添った伴走支援をしっかりと行いたいと考えます。

そのうえで、議員から御提示のあった1点目、児童が切磋琢磨できる環境についてでございますが、子どもたちが将来、変化の激しい社会の中で自ら未来を切り拓いていく力を育むため、この集団による学びの効果を最大限に引き出せる教育環境を整えることが、教育委員会の大きな責務であると認識しております。

次に2点目、地域拠点としての再定義についてです。学校は地域のシンボルであり、防災避難所としての機能や多世代が交流する場としての役割を担っております。たとえ統廃合を議論する場合であっても、学校が果たしてきた拠点の機能をいかに維持し、新たな形へと進化させるかが重要かと考えます。

教育委員会といたしましては、地域が主体となって、施設をどう活用して、どのようにして地域の活力を守っていくかという主体的な協議を歓迎し、施設の多機能化や複合化も含めて地域にとって最適な拠点の姿を共に模索してまいりたいと思います。

3点目の持続可能な地域社会の構築については、学校の統廃合を地域の再構築のための契機とすることが重要かと考えます。

その視点の一つとして、現在、矢掛町でも進めているコミュニティ・スクール——学校運営協議会や地域学校協働活動を通じて、地域の方々が参画する仕組みを強固にし、学校がどこにあっても地域の子どもは地域で育てるという意識を共有し、この地域の絆を維持していくことが考えられます。

また、地域の困りごとや将来の夢を語り合う場を支援し、そこから生まれた地域の方々の意思、思いを町政に反映させる。このプロセスが持続可能な地域社会を創っていくものと思います。

小学校の統廃合は、非常にデリケートで困難な課題ではありますが、これを乗り越える過程で改めて地域の皆様が我がまちの未来を真剣に考える機会となります。

土田議員の御提言を重く受け止め、地域の方々が自分たちの地域は自分たちで創るという誇りと主体性を持てるように、教育委員会では地域が主体的に議論を行うために必要な将来の児童数の推計、教育上の課題、そして、他の自治体での先進的な事例などの情報を丁寧に提供し、関係各課と連携しながら、しっかりと伴走支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** ただいま教育長に回答いただきました。地域が主体的な議論を行うために必要な将来の児童数の推計，教育上の問題などの情報を提供して，関係者と連携し，役場一体となって支援を行うという回答がございました。

統廃合での議論で重要なのは，やはり子どもたちにとっての最善策は何か。それを大人がどれだけ精緻に話し合うかだと私は思います。学校を守ることだけが目的になってしまっていて，結果として子どもたちが極端に少人数の閉鎖的な環境で育つことのリスクも直視しなければなりません。また逆に，効率だけを求めて地域の灯を消してしまうのも本末転倒でございます。

いずれにいたしましても，今後，地域，保護者，教育関係者を交えて真剣に議論を交わすことが重要だと思います。期限を定めず，活発な意見交換ができる環境での話し合いを求めて質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが，ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって，10 時 45 分まで休憩いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本日から 17 日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告いたします。休憩。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続けます。

それでは 5 番田中輝夫君，お願いします。田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** 議席 5 番田中でございます。通告により，2 点質問します。住宅火災後の相談窓口と支援体制についてとは場整備市内の道路舗装について，この 2 点質問させていただきます。

まず 1 点目，住宅火災後の相談窓口と支援体制について。予期せぬ火災などによって人が生きていくために欠かせない生活の基盤，衣食住を失うことは，被災者にとって大変つらく深刻なことです。そのような災害時，被災者は気が動転してパニックに陥り，どのようにしたらよいかと焦りや大きな不安を抱えます。

昨年，町内で発生した住宅火災で 3 棟が全焼する悲惨な火災がありました。その際，被災者の寝泊りなど隣人の支援がありましたし，町行政も素早く対応していただき，住居の確保ができました。ありがとうございました。こうした被災者に対する救済支援も町行政が実施することで，被災者の不安は随分和らげられます。

被災の対応や状況によっては，短期的な対応では済まず，期間が延びざるを得ない場合があります。

そこで火災が起きた際，住まいに関する支援相談窓口の連絡部署，住まいの受入れ先がある場合の減免措置の有無と移動手段，例えばレンタル自転車，バイクなど，どのような支援があるのか。また，被災後の支援手続きなどマニュアルの作成と町民への PR，周知方法について，執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 5 番田中議員の住宅火災後の相談窓口と体制について，お答えいたします。

建物火災が発生した際は，まず消防署，消防団と連携し，火災の鎮火や被害の状況を把握することに

全力を尽くしております。そして、不幸にも火災によって居住する場所を失った方で地域や親族間で居住の確保ができない場合は、緊急的に町有施設を提供できるようにしております。

具体的には、定住促進住宅において、矢掛町定住促進住宅管理条例に基づき、住まいの確保に努めております。さらに、当該条例第15条により、半年間家賃を減免しております。また、税務課とも連携し、町税の減免に該当する場合は、御案内をさせていただいております。

移動手段につきましては、レンタル自転車などの準備はなく、タクシーやバスでの移動となり、今後の課題と考えております。

建物火災により完全な住居の喪失に関して、被災後の支援手続等のマニュアルはございませんが、自助、共助の中でどうしても対応できない事例の発生に備え、関係各課と協議しながら検討したいと考えております。そして、建物火災によるお困りごとがありましたら、まずは、総務防災課に御相談をいただきたいと思います。

第一には、火災を防ぐことが肝要と考えております。今年に入って火災は既に6件となっており、出火の原因の第1位は草焼きなどのたき火となっております。消防署、消防団と連携し、予防消防活動に努めているところでございますが、町民の皆様におかれましては、火の取扱いには十分御注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。被災して住まいが必要な場合は、優先的に確保に努め、家賃の減額もあるとのことでした。移動手段—— レンタル自転車・バイク等をお尋ねしたのは、被災者は、家も車も全て燃えて無くなり、移動の手段に困っていたというふうに思えたからです。

借りた場所から罹災手続きで役場や関係機関又は買物に行く時、タクシーで行くには近いし、歩いて行くには少し時間が掛かるというふうなこともありました。高齢者であり、移動に困っていたので、自転車やバイクなどの貸与があれば、被災者も助かるのではないかなというふうに思えたから質問いたしました。

再質問として、被災した場合にはサポートセンターなどの部署を設置する予定はないのか。また、住宅火災で家屋解体等に出たゴミは、産業廃棄物として処理することが多く、費用も割高になるので、処理費用の一部補助制度を定めることを提案しますが、執行部の考えをお聞きます。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 再質問について、お答えいたします。

大規模災害は別にして、建物火災は件数が多いとは言えないためサポートセンターまでの設置は考えておりません。消防署、消防団とも連携し、火災を起こさないことに注力したいと存じます。各御家庭でも火の取扱いにはお気をつけいただきますようお願いいたします。

住宅火災で出たゴミの処理について御確認いただきたいのが、各御家庭で加入されている火災保険の契約内容に費用保険金や残存物取片付け費用などの特約が付いていれば、処分費用が保険金でカバーされる可能性があります。また、矢掛町におきましても住宅火災時のゴミ処理補助のようなものの必要性や有効性を研究してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。災害が起きた時に衣食住を失うことは、被災者にとって大変つらいことであります。火災に遭った家屋の大量の燃え残り・残価物などは産業廃棄物として処理することになり、費用が掛かります。

回答にもありましたが、火災保険で処理費用が全額補償できるものもあれば、補償がないものもあります。先ほど確認というふうなことを言われましたが、当然、加入者が入っていないといけないというふうなのもありますし、他の自治体ではそのような補償がある自治体もありますので、再度よその所と比べて検討していただきたいというふうに思っております。

これからも被災者に寄り添った対応策を検討していただきたいことを述べ、この質問を終わります。

次に、ほ場整備地内の道路舗装についてお尋ねします。ほ場整備工事は、農地の区画整理や道路用排水路施設を併せて行う工事です。

ほ場整備内の道路は、幹線農道、支線農道、耕作道とあり、特に幹線農道は、集落や一般農道とほ場区域を結ぶ道で一般車両もよく通行されています。

未舗装の農道は、路面のくぼみやぬかるみなどが発生するため通行に支障が出ることがあり、安全で快適な通行のため、舗装が推奨されています。

ほ場整備前には舗装されていた道がありましたが、ほ場整備以降は舗装がはがされ、バラスや砂利道で砂埃や砂利が農地施設に飛散して、環境にも配慮不足だと感じています。ほ場整備によって、ほ場整備された一般道や農道は何年経過すれば、砂利道から舗装道路に変更できるのか。基幹農道、支線農道、耕作道のどの道まで舗装が可能なのか、また、ほ場整備地区内の道路舗装の計画について執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 5番田中議員のほ場整備地内の道路、一般道・農道の舗装について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、ほ場整備事業についてでございますが、矢掛町ではこれまでに26地区のほ場整備事業が完了しており、最も古いものでは昭和43年に完了した地区がございます。それぞれ採択された事業内容が異なっており、一律に申し上げることはできませんが、原則として、ほ場整備事業において整備された農道は未舗装での事業完了となります。このことは、ほ場整備着手前の事業説明等において関係者の皆様に周知をさせていただいております。

ほ場整備事業により整備された農道・一般道は、地元要望等必要に応じて小規模土地改良事業などの別事業により舗装工事を行うのが一般的な流れとなります。

御質問にありました横谷地区の舗装につきましては、令和7年2月に地元関係者より地区内の2路線について舗装に関する要望書が提出されておりまして、実施に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 回答していただきました。ほ場整備後、6年から7年程度で幹線道は舗装できるとの認識でありましたが、ほ場整備の農道は未舗装で事業完了ということでした。

また、ほ場整備前には事前説明で関係者に周知しているというふうなことでしたが、数年使用しているといろいろな問題も出てきます。

農道は、農業のために設けられた道路で農林水産省の所管ではありますが、主な管理は市町村であります。農道舗装は、ほ場整備工事には含まれていないのかもわかりませんが、せめて幹線農道は、雨天時のぬかるみや乾燥時の砂埃を防ぎ、路面の舗装や草刈りなどの維持管理の手間が少なくなるので、農道舗装も農業振興の一助になると思います。

今後もほ場整備計画はされている地域がありますが、工事完了後の早いうちに舗装ができるように要望してこの質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、8番石井信行君、お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席8番日本共産党の石井信行です。質問に先立って、ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルによるガザでのジェノサイドを糾弾し、即時停戦を強く訴えます。さらに、アメリカとイスラエルによる国連憲章無視、国際法無視の先制攻撃蛮行にも強く抗議して、質問に入ります。

まず1つ目、矢掛屋の宿泊施設指定管理の10年をどう捉えているのかについてお尋ねをします。

矢掛屋を指定管理業者に指定する前の段階、古民家を宿泊施設に改造するために費やされた予算及び中途に施設補修のために費やされた予算は、一体いくらだったのかお尋ねします。続けて、矢掛町から矢掛屋に支払われた指定管理料と矢掛屋から矢掛町に寄附された金額はいくらだったのでしょうか、教えていただきたい。

最後に、矢掛家の宿泊施設の指定管理の10年間をどのように総括しておられるのか、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の矢掛宿泊滞在施設本館・温浴別館の指定管理に関する御質問に産業観光課からお答えします。

1点目の矢掛宿泊滞在施設本館・温浴別館の開業に係る改修費用は約5億6,600万円で、開業後における施設修繕費用は約2,390万円です。

2点目ですが、矢掛町から株式会社矢掛屋への指定管理料の支払いは無く、株式会社矢掛屋から矢掛町への寄附額は、596万5,000円です。

3点目ですが、矢掛宿泊滞在施設本館・温浴別館については、空き家を活用し、町並みの景観保持と賑わいを創出する施設として、平成27年3月に開業し、やかげ町家交流館とともに観光振興の核となる施設として指定管理による運営を行ってまいりました。

観光地における宿泊施設は、観光客の滞在時間の延長と消費額の拡大などの重要な役割を担っており、株式会社矢掛屋による宿泊施設の運営は、55万人を超える誘客の一翼を担い、本町の知名度向上に寄与し、地域雇用の創出や地場製品の消費拡大など地域経済への波及効果も認められるものです。

また、宿泊施設の運営と連動し、商店街を中心に空き家や古民家を改修した出店が多数あり、古民家再生事業としての地域活性化の取組が評価され、多くの自治体等から視察に訪れていただいております。このような点からも、本町における観光の振興に寄与していただいたものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい、お答えいただきました。

続いてその再質問で、まず1つ目に平成27年からの5年間に、先ほど教えていただいたんですが、矢掛屋と町家交流館との両合わせた指定管理料、矢掛宿へということですが総額はいくら支出されていたのかというのを一つお尋ねしたい。

それから、2つ目に令和2年からの5年間ですが、地区別損益計算書の中で、コロナ対策として国から支給された雇用調整助成金。これはいくらで何人分として、何年度の何月分に計上されていたのか。以前にもお尋ねしたんですが、従業員数がどうも曖昧のように思えたので、もう一度お尋ねします。

2つ目、損益計算書の2つ目のお尋ねですが、2021年の令和3年9月、コロナの対策資金支援金として790万円が町から特別に支払われました。これは、前町長が特別に議会全員を呼んで「4字削除」ような形で支援金でしたが、これは計上されていますか。

3つ目、矢掛屋の水道施設の故障により、宿泊施設での営業ができなくなったということで、損害賠償が求められ、矢掛町から損害賠償金が支払われました。その金額は何年の何月分の月別損益計算書に計上されていましたか。教えてください。

4つ目、そのほか月別の損益計算書ないし決算書への記載漏れはありませんでしたか。もしあった場合は、税法上の問題点が出てくるのではないかと懸念しておりますが、教えていただきたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、8番石井議員の再質問に産業観光課からお答えします。

まず、株式会社矢掛宿への支出の件でございますが、平成27年度から平成30年度までの4年間は、株式会社矢掛宿が、やかげ町家交流館と合わせて矢掛宿泊滞在施設本館・温浴別館の指定管理者であり、やかげ町家交流館分を含めた指定管理料は、4年間で総額2,800万円でございます。

続いての御質問でございますが、雇用調整助成金の支給についてです。雇用調整助成金は、雇用維持を図る事業者に対して国が費用を助成する制度でございます。申請先は国であり、町を経由するものではないため、町では受給状況等の詳細は把握してございません。

次の御質問、コロナ禍に係る支援金の決算等の計上についてですが、790万円のコロナ禍に係る支援金については、令和3年9月議会において補正予算の議決をいただいた宿泊施設事業継続支援金のことと承知しております。790万円は予算の総額であり、決算額としては490万3,000円を執行いたしました。そのうち、株式会社矢掛屋に対して交付した額は430万円でございます。この支援金の決算への計上については計上されておりますことを確認しております。

次に損害賠償の御質問だったと思いますが、この御質問の総合賠償金の決算書上の計上についてでございますが、令和6年度の矢掛屋の指定管理業務の内容及び決算状況については、実績報告書に基づき、既に確認を行っておりますが、改めて精査してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 一部、一点、お答えがなかった点があるんですが、最後の問題、税法上の問題なんです。

**○議長（浅野 毅君）** ちょっともう1回、どこの問題かちょっと教えてください。

**○8番（石井信行君）** 記載漏れがもしあった場合の税法上の問題が出てくるのではないかという、お答えがありましたかね。いただきましたかね。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** はい。それでは石井議員の再々質問になろうかと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 再質問です。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 再質問です。すいませんでした。

それではお答えさせていただきます。先ほどお答えしたように、6年度の指定管理の業務内容の決算状況については改めて精査するという事で回答させていただいておりますので、その中で確認をしてみたいと思います。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 再々質問になりますかね。いま、改めて精査させていただきますということでしたが、記載漏れだけじゃなくて、債務がもし残っているかどうかという調査を、契約書の61条の2項には調査義務が記されていますが、債務は残っていないのかわかっていう調査を、今漏れるっていうことだけじゃなくてほかに債務はないのかということで調査をしていただけますか。お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 再々質問です。産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、8番石井議員の再々質問にお答えさせていただきます。株式会社矢掛屋の指定管理に係る債務はございません。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。債務はないっていうことでしたが、調査をするというお返事がないということは、もう調査はしないということなんですね。どうもちょっと納得いきませんが、矢掛屋は先ほど言われたように、矢掛町の観光の拠点施設として、従業員の方々も昼夜を分かたぬ献身的な努力によって重要な役割を果たしてきたと私は思っています。

しかし、経営陣のほうは矢掛町への依存が極めて高く、何かにつけて予算要求が続き、議会からも多くの異論が出たことがあります。

町財政への貢献が本当にできたのか、先ほどの町へ上げられた寄附、お金にしても本当にちょっと疑問を感じています。

今後、指定管理のあり方として、あくまでも矢掛町側が主役であるということを忘れることなく事業を進めていきいくべきだということを指摘して、次の質問に移ります。

2つ目のお尋ねです。各審議会への素案づくりの業務委託についてです。

矢掛町の今後の方向性を決める審議会、第7次矢掛町振興計画、地球温暖化対策だとかゴミ対策など素案内容が町が指定した委託業者によって作られているのではないかというふうに思われますが、今後の町行政を担う町職員の仕事内容に直結する内容なので、町職員の素案をたたき台にした議論をすべきではなかったかと考えています。担当課あるいは町長のお考えをお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 失礼いたします。通告では町長にということでございますが、審議会は町長が諮問をいたしておりまして、会自体は私が出席をいたしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

今年度、振興計画をはじめとしまして、さまざまな計画、これ計画年となっております。石井議員がおっしゃられました石井議員が審査委員をされている計画では、町振興計画、それから地球温暖化対策実行計画、これ区域編ですが、そして一般廃棄物の処理における計画がございます。

また、そのほかに同じく議員にお願いしてる計画としては、地域福祉計画、地域福祉活動計画、それから健康やかげ21・食育推進計画など多くの計画が、今年度ありました。

それぞれ今議会の初日に町長報告をさせていただいて配付させていただいたところでございます。

特に、振興計画は、矢掛町の最上位計画で今後 10 年間のまちづくりの基本目標を定める計画でございます。昨年度から町民アンケートやまちづくりワークショップ、こういったものを開催しまして、御意見を伺う中で素案を作成をいたしております。

この素案、原案を、議員をはじめ 24 名からなる審議会に諮問させていただきまして、答申をいただき、計画面としてまとめたものを、このたび議案として提出させていただいているところでございます。

審議会でも説明いたしましたが、アンケートの調査結果やワークショップの意見集約の取りまとめ、分析、そういったことにつきましては専門業者へ委託をしておりましたが、計画の議案につきましては、先ほど申し上げましたアンケート、ワークショップでの御意見、こういったものを各所属部署で反映をいたしまして、全部署から提出いただいた原案を企画課のほうで取りまとめて、調整して審議会にお諮りしたものでございます。

この振興計画は、本当にほぼ全ての職員が自ら考え作成して審議会にお諮りしたもので、逆に施策が多岐にわたりますので、多くの職員が作成に携わったということから文章表現や事業の深掘り、記載、そういったものに差異があるというふうに審議会で委員さんから御指摘・御意見をいただくことは、議員も御承知の事と思います。

いずれにしても、計画の素案づくりにつきましては、逆に職員努力を評価をしていただきたいと思います。思っております。

ほかの計画につきましても同様でございますが、先ほど言いました地球温暖化対策実行計画区域編ですが、業務委託は専門的な部分、温室効果ガスの排出量調査とか分析、取りまとめ、また削減への具体的な効果検証、提案というものはいただいております。ただ、それは計画の一部でございまして、計画の土台となる素案というのは職員が作成したものでございます。

そのほか、それぞれの個別計画につきましては、全町計画であります振興計画と違ひまして、関係課、関係職員も限られて、より専門的な内容になりますが、それぞれ職員で内部協議を重ねながら素案づくりを行っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、言うまでもなく計画というのは、当然それが目的ではありません。ゴールではなくスタート。しっかりと今後、実効性を担保していくというのが重要かと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8 番（石井信行君）** お答えいただきました。

私は審議の過程で、さまざまなお尋ねや意見などが、もう多くの方から意見があつて、私もいくつかの修正案を提出し、それから取り入れていただいた部分もかなりあります。職員の方々の対応が委託業者に尋ねる場面、職員が自信を持って答えていないように見える部分がいくつか見られましたので、業者任せではないかと思っております。

いろいろなものを見たり聞いたりしているうちに、国の方針として職員数を大幅に減らしながら、温暖化防止のための基本計画だとか、要するに全国的な情報や国際的な情報がなければ到底できないような計画を地方自治体に丸投げして作らせて、今度は予算で釣っていくというような、その無理筋の政策がもとになっているということも少しは分かってきました。

少ない人数で知恵を絞り、先を見通した計画を作ったチームワークとそのアイディアは大いに評価し

たいと思います。

今後とも、10年先を見通したより充実した計画を町民とともに実のあるものに仕上げていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

3つ目、用排水路の全町的な補修計画についてお尋ねをします。

矢掛町全域にわたって用排水路の老朽化への補修が欠かせなくなっているとは思っています。農業振興対策あるいは災害対策としても、用排水路は重要な役割を果たしてきたと思います。

近年、漏水やいっ水の補修を申し出ても、用水組合員の減少や組合員の未払いによる財政難などで地元負担が払えず、補修の申請を諦める場合が多くなっています。

用排水路の漏水・いっ水箇所を調査し、補修を急がれる箇所から年次計画を立てて全町的な用排水路補修を行うべきではないか。そういう時期に来ているのではないかと考えています。

予算書を見れば、さまざまな大きい所でパイプラインの補修だとかいう計画は入っていますが、災害対策と農業振興の両面から検討がやっぱり急がれるのではないかと思います。担当課の見解をお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員の用排水路の全町的な補修計画について、建設課からお答えをさせていただきます。

これまでに同様の御質問を、令和7年12月議会において他の議員より、また令和4年12月議会において石井議員より頂戴しており、大きな進捗はございません。

同様の答弁となりますが、町内にはさまざまな形態の用水路が混在しております。管理方法を含め、御質問にある年次計画などの作成は困難であること。また、多面的機能支払い交付金事業を活用し、町内では11団体の組織が既に活動されておりまして、用排水路の維持補修などの管理計画を立案され、実施されております。また、多面的機能支払い交付金の活動団体は、来年度より1団体増加される予定でございます。

担当課といたしましては、町民の皆様のニーズに対し、さまざまな形態の用排水路が存在している事を再度認識し、現在設定されている補助金や交付金の活用を町民の皆様のニーズに適切に対応してまいりたいと考えております。

また、昨今の物価高騰により、補助金や交付金の制度が実態に合っていないなどの事柄につきましては、国、県に働き掛けてまいりたいと存じます。

あわせて、石井議員が述べられましたとおり、大雨やゲリラ豪雨時などには農業用水路は防災の役割を担っている一面もございます。農業関係だけではなく防災の新たな視点からも今一度、農業用水路の役割について考察し、国・県・各種団体に働き掛けてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。前と全く変わらない答弁でちょっとがっかりしておりますが、町民が補修計画を立てて補修工事をすれば、地元負担が50パーセント。矢掛町が計画指定工事を実施すれば地元負担は20パーセント。なぜ矢掛町全体を見渡した補修計画を作らないのか。

町民が地元負担を払えない実態を十分御存じのはずですが、調査さえせず、計画も立てない。調査をするという御返答ぐらいはいただきたいのですが、再質問します。お答えいただきたい。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** はい。では石井議員の再質問に建設課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども答弁の中で申しましたように、地元ニーズに沿った形での対応を現在させていただいております。調査等が必要な個所が具体的な場所があるのであれば、ぜひお教えいただきたいと思います。関係団体、そして地元の用水組合等と一緒に現場を見ながらですね、対応について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 地元の方と一緒に建設課の方と何回か現場を確認ということもさせていただいているんですが、私が心配しているのは、この老朽化によって、もう今の地域が住めなくなるんじゃないかという懸念を持っているから、この質問を何回も同じことを繰り返しているんですが、住めなくなったら、そこはもう荒廃地というかもう休耕田とか、荒廃地がずっと進んでる地域が、かなり中山間地域以上にありますが、インフラが、その整備が不十分なままだと更にそれが加速するという懸念を持っているからお尋ねしていますが、また改めてお願いをしたいと思っています。

次の質問に移ります。小中学校の統廃合について、令和12年度に北川小学校が、新山小学校に統合されるという案が、笠岡市教育委員会からもう既に出されています。

これは、矢掛町教育委員会や町当局とも相談の上で、納得の上で出されているということですが、それに伴い、矢掛町と笠岡市との組合立である小北中学校も別途協議の上、存廃を決める時期に来ており、矢掛町も小田小学校の卒業生の中学進学先を早急に決めなければならない状況にあります。

私は、一人でも在学希望の児童生徒がいれば統廃合すべきではないっていうのが基本的な考えですが、今まで子どもの教育は地域ぐるみで行われてきたし、学校現場では地域住民の負託に応えて、子どもたちの健やかな成長を保障すべく、少人数の利点を生かしたさまざまな取組がなされてきました。同学年による7小学校合同統一の授業や修学旅行にも取り組んでこられています。

しかし、プールの維持管理や水泳の授業にも見られるように、施設設備に係る予算面、人員配置の面でも児童生徒の人間関係づくりの面でもさまざまな問題点が指摘されています。

地域からは、一学級の人数の適正化という点が、先ほど同僚議員の方からもいくつかありました。全町を一つにまとめた方が、子どもたちの切磋琢磨なのではないかという意見もあります。

しかし、地域に学校が無くなった場合、子育ての拠点がなくなることから、地域の崩壊が一気に進むことも実際に多く目にしています。笠岡の初等部、井原、総社市の山間部地域では、その例は多く見られます。

今後の見通しをどのように考えておられるのか、町長にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 8番石井議員の小・中学校の統廃合について、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、笠岡市においては、笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画書というものによって、北川小学校を令和12年度から新山小学校へ統合する計画が公表されていると承知しております。一方で、小北中学校は、笠岡市・矢掛町の組合立の中学校でありまして、笠岡市の当該計画には組み入れられており

ません。今後の在り方については、笠岡市・矢掛町との間での協議を踏まえて判断していく必要があると考えております。

見通しにつきましては、保護者の皆様の不安を生まないよう笠岡市と協議を進め、状況が整い次第、説明の機会を設けてまいります。現時点で時期を断定することは差し控えますが、見通しを示す必要性を認識しております。

本町として最も大切にすべきことの一つは、将来にわたり子どもたちの学びと育ちを保障し、安全で質の高い教育環境を確保することであります。

現在、町内の小学校では少人数の利点を活かした特色ある教育活動が行われており、その成果は大切にしつつ、通学の在り方、教職員体制、地域への影響などを総合的に整理する研究を進めてまいります。

そのうえで、特に、小学校は地域との密接な関わりがあり、学校の統廃合は、単なる教育環境の整備にとどまらず、地域の在り方そのものを問う極めて重要な課題です。

教育委員会といたしましては、先の御質問でもお答えいたしましたように、これを行政が一方的に進めるのではなく、地域が主体となって将来を描く議論を基本に据え、関係者の皆様の意見を丁寧に伺いながら、関係各課と連携しながら進めてまいります。

議員の、地域に小学校が無くなった場合、地域の崩壊が一気に進むことも考えられるという御懸念に対しまして、私たちもさまざまな自治体、全国からの情報収集をいま進めておるところでございます。

現在の事例を調査研究しております。例えば、県内のあるまちでは、小学校の統合後に地域住民の方々为主体となって運動会を開催をしたという事例を聞いております。そのまちでは結果といたしまして、学校統合前よりもより多くの地域住民の方々が集まって地域に新たな活力と達成感が生まれたと報告を聞いております。

このように、地域住民の方々が一步を踏み出すことが、そのことを、一步踏み出すことをこのまちとして教育委員会としてしっかりと支援するということで学校統合後も地域コミュニティが崩壊するどころかより強固なものになる。そういう可能性があるかと確信いたしております。

今後は、こうした先進事例の情報収集、そして情報提供も行いながら、地域の皆様と丁寧に話し合いを重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員の質問にお答えさせていただきます。先ほどの教育長の答弁にもありましたが、小北中学校の今後のあり方につきましては、笠岡市と矢掛町の間で協議を踏まえて判断する必要があります。

笠岡市においては、市内全域の小学校と中学校の学校規模適正化計画によって、北川小学校は令和12年度から新山小学校へ統合する案を計画の中で示されていることは承知しております。

矢掛町としましては、今の現時点で時期を確定できるという状況にはありませんが、笠岡市内全域における小学校・中学校の先ほどの学校規模適正化計画案にあります北川小学校と新山小学校が統合と示された時期を意識しながら、引き続いて笠岡市との協議を前に進めてまいります。

笠岡市との協議に際しましては、小北中学校の長い歴史の中で、これまで行われてきた教育に対する敬意、そして何よりも小田地区の方々の小北中学校への思いを大切にしながら協議を一層丁寧に行ってまいります。

そして、町内の小学校についてであります。先ほど教育長の答弁にもありましたが、現在は少人数の利点を生かした特色のある教育が行われているということではありますが、一方で、町内の小学校を一つにまとめたほうが良いという意見があることも承知しております。また、それぞれの地区で統廃合に対する考え方も差異があるようにも思えます。

ここで考えなければならないのは、町内の各小学校はいずれも明治以来 150 年以上の伝統があり、9 村、すなわち今の 7 地区の歴史そのものというべき存在でもあるということでもあります。もしそれらが一つになった場合、各地区へ及ぼす影響は避けられない。地域のあり方にも関わる重大な問題と捉えております。

現在行っておりますのは、先ほどの教育長の答弁のとおり、全国あるいは県内の事例の研究であります。そうした事例の研究に加えて、来年度には地区ごとに意識調査アンケートを実施して、その結果を分析した上で、今後の方向性を見いだしていきたいと考えております。

未来を担う子どもたちにとって、どのような教育環境が望ましいのかということに加え、各地区の皆様との合意形成が必要です。町のほうから一方的に方針を打ち出すというのではなく、しっかりと町民の皆様、町内各地区の意向を踏まえながら適切に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8 番（石井信行君）** 答弁いただきましたが、地域住民の声をしっかり聞く。そのことはとても大事なことだと思いますが、先ほどの同僚の議員も言われたように、子どもにとっての最善、そのことはもう欠かせないことだと思いますので、子どもの教育を受ける場所。居場所。住んでる所の近くの保育園とか幼稚園とか小学校、中学校、そういう所で地域の人と一緒に子どもが育ち、地域の人に見守られながら子どもが育っていく、それが基本だと思います。

ですから、地域住民の声をしっかり聞いていただくということはとても大事なことですし、地域を作っていくという意味では、いつか建設課のほうでコンパクトシティというかたちで、一つの例として福祉地域、商業地域、工業地域、住宅地域というような形でコンパクトに作っていくというような案を私、見させていただいたことがあって、これは矢掛に全部統合するということですかと言ったらそれは違うと言われたんですが、そういうふうな形で行政が主導して、その地域を育てていく、残していくっていう案で地域を次々興していくっていうことも含めて、行政が主導しながら地域おこしをしていくということも考えられるのではないかなと思いますながら、今お話を伺いました。

今後とも子どもたちのために、地域のために、一緒になって学校づくり、地域づくりを進めてまいりたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、2 番昼田政義君、お願いします。昼田君。

**○2 番（昼田政義君）** 議席番号 2 番昼田政義でございます。通告書に準じて質問させていただきます。

高齢者・障害者・子育て者の移動手段の確保についてと防災関連の個別避難計画書の推進について、質問します。

まず、高齢者・障害者・子育て者の移動手段の確保について、質問します。今後、高齢者が増加する傾向にあります。移動する手段の確保が重要になってまいります。

昨年、買物バスの試験運行を行っています。今後、どのようにして買物に行く方の移動手段を確保する計画なのか、問います。また、定額タクシー及び福祉タクシー、バスと公共交通機関との関連を総合

的にどのようにして進めていくのか問います。併せて、定額タクシー及び福祉タクシーの利用状況と申請が多くなった時の対応について伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 昼田議員の御質問、移動手段の確保について、公共交通の観点から企画課でお答えいたします。

まず、1点目の買物への移動手段の確保につきましては、昨年実施いたしました買物バスの試験運行につきましては、利用ニーズの把握や課題の洗い出しを目的に実施いたしました。その結果、一定の利用はあったものの、既存の公共バス路線とのルート重複や運行時間の競合といった課題が浮き彫りとなりました。

町といたしましては、限られた経営資源を有効に活用し、既存の公共交通網を維持しつつ、空白地帯を埋めることが肝要であると判断し、買物専用バスの本格運行は見送ることとしたものでございます。

今後は、専用バスを新たに走らせるのではなく、現在運行している地域福祉バス——ふれ愛バス、こちらの運行体系の見直しや定額タクシー、福祉タクシーといった制度を最大限に活用すること、また、路線バスの割引券を各御家庭に配付するなど路線バスの利用促進も図りながら、引き続き移動手段の確保に努めてまいります。

次に、2点目の公共交通施策の推進につきましては、令和6年3月に策定いたしました矢掛町地域公共交通計画において、矢掛町の公共交通の課題と目指す姿や取組が示されてございます。

この公共交通計画は、町民の皆様の御意見をお伺いする中で、今後の人口減少や高齢化といった本町の課題を踏まえ、まちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系を構築することを目的として定められており、定額タクシーの導入などもこの計画の中で取り組んでいるものでございます。

公共交通は、この制度だけで全てが解決できるといった万能な方策はございません。これまで矢掛町が取り組んできた公共交通である井原線や路線バス、それを補完する形の地域福祉バス、新たな制度の定額・福祉タクシーなどさまざまな交通施策を複合的に活用し、利便性の向上に努めているところでございます。

今後も、町民の皆様の声、公共交通に対するニーズの変化を的確に把握し、制度を柔軟に見直しながら、さまざまな方向から利便性の向上に努めてまいります。

3点目の福祉・定額タクシーの利用状況についてでございます。令和7年12月末時点のタクシー制度登録者数は964人でございます。直近、令和7年4月から12月までの利用状況でございますが、合計4,577回、月平均では500回、1日当たり17回という御利用でございました。

各制度による利用状況でございますが、定額タクシーにつきましては、各月、平均的に御利用いただいておりますが、福祉タクシーにつきましてはポイントの利用制度という事もございまして、年度の初めに利用が多くありまして、月を追うごとに利用回数が減少しているという状況でございます。

なお、福祉・定額タクシーの利用が多くなっても対応できるかという御質問でございますが、タクシー利用者が全てこれらの公的制度を利用している訳ではございませんので、一概には言えないところがございますが、タクシー制度の利用が増加しても十分にタクシーを配車できるという事でございますので、御安心ください。

町では、公共交通を必要とされている方に地域福祉バスや福祉・定額タクシーをより一層御利用いただき、便利で安心して利用できると感じていただけるよう制度の更なる充実や町内移動の利便性向上を

図るとともに、持続可能なサービス提供に向けて努めてまいりますので御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 近隣市町村も高齢者・障害者・子育て者の移動手段の確保については試行錯誤の状況であります。町民の移動手段の利便性を向上する上で、規制の改正や変更等いろいろな問題が発生するかと思いますが、近隣市町村、県といろいろなことについて情報共有しながら、より良い移動手段の確保について確保していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

防災関連の個別避難計画書の推進について伺います。

災害時の個別避難計画書は、非常に大切なものです。避難計画書作成にあたり、誰が、いつ、どのようにして作成し、管理すれば良いのかわからない状況です。誰が中心になって、個別避難計画書をするのか誰も分かっていない状況です。

中川地区の防災訓練で個別避難計画書の作成訓練を行いました。参加者は、町内会長、民生委員、社会福祉協議会、防災士、消防団のメンバーで訓練を行いました。個別避難計画書の内容は、個人情報があり、どこまで開示して良いのか、誰が中心になって作成し、管理するのか曖昧になっています。

個別避難計画書の推進に当たり、個別避難計画書はどの範囲の方まで作成するのか、誰が中心になって作成するのか、管理するのはどんな方法とするのか、どこまでの人に計画書を開示してよいのか。町の方針を伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 2番昼田議員の防災関連の個別避難計画書の推進について、お答えいたします。

まず、誰の避難計画かといいますと、災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿に掲載されている町民の方の避難計画です。この名簿は、在宅で生活しており、自力での避難が困難な高齢者や障害を持ち、支援が必要な方々を事前に登録しておく名簿であります。この名簿は、民生委員の御協力により、毎年更新し、災害関係者に情報提供をしてよいかの同意の有無を確認していただいております。そして、情報提供の同意をいただきました方は、消防署、消防団、警察、自治協議会にも名簿を提供しております。

次に、誰が中心になって作成するかにつきましては、要支援者御本人やその御家族、支援に関わる地域における民生委員、自治会長、町内会長、自主防災組織や福祉・介護関係機関が連携・協力しながら作成することになっております。必要に応じて、防災部局の総務防災課と福祉部局の福祉介護課が連携して個別避難計画作成の支援をさせていただきます。

本人の同意を得た上で、避難に際して必要となる支援内容や配慮事項を確認し、誰が、いつ、どこへ、どのような手段で避難支援を行うのかを一人ひとり整理し、計画として取りまとめてまいります。

そして、どのような方法で作成するかにつきましては、御本人の身体、心身の状況や生活環境、想定される災害種別を踏まえ、実効性のある避難方法を検討いたします。その上で決めておくことは、避難先、避難経路、支援者の役割分担などで、平時から確認・見直しを行うこととしております。

どこまで計画書を開示できるかという点につきましては、個別避難計画は個人情報を含むものであるため本人の同意が必要ということになりまして、実際に避難支援を担う方、その関係者に限定して共有

することが原則となります。

そして、災害対策基本法第 49 条の 15 の規定により、矢掛町では令和 3 年度に実施した個別避難計画の作成に関する岡山県のモデル事業を踏まえて、作成された計画書の原本を役場に提出し、写しを本人又は家族、避難支援者、民生委員、ケアマネージャーがいればケアマネージャーで持つこととしております。

なお、個別避難計画の作成、更新、提供に関しては、様式を作成し、本人に同意書の署名をしていただくことにしております。また、計画の情報を共有する方々は、災害対策基本法により、秘密保持の義務が課されます。

個別避難計画の重要性は、近年の自然災害の頻発に伴い、ますます高まっております。この計画は、対象の方を支援することに関して、地域の共助に負うところが大きい計画といえます。地域の安心安全のために作成に向けて地域の御理解、御協力をお願いします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2 番（昼田政義君）** 回答いただきました。そこで、また再質問させていただきます。

誰が中心になって計画書を作成するのか。民生委員、自治会長、町内会長、自主防災組織、介護課関係の方々が連携してから協力しながら作成するというお答えでした。もちろん協力は必要ですが、誰がリーダーシップを執って行えばよいのか教えてください。そうしないとみんなが誰かがするだろうと思って計画書が進まないと思います。どう思われますか。

また、災害の種類、それから昼・夜の時間帯によっては計画書が必要になってくる方が増えてくると思います。そのあたり可能な限り具体的に作成するのか、必要性があると思います。回答願います。

また現在、町全体どのくらいの方の計画書ができているのか教えてください。計画書の作成率が低いのであれば、より一層の主導と協力が必要になってくると思います。どのようにして計画書の達成率を上げるのか、具体的にお聞きます。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 再質問にお答えいたします。

誰が中心になって作成するか、誰がリーダーシップを執ればよいかですが、基本的には避難行動要支援者の計画なので、本人がどのように避難したいのかということが重要です。しかしながら、本人がそこまでの意識に至らないこと、そこまでの計画を立てられる状態じゃないこともあります。御家族や対象者の身近な町内会、自主防災組織で個別避難計画を取り上げていただき、策定のリーダーシップを執っていただければ有難く存じます。

災害の種類、昼夜の時間帯における必要性につきましては、災害の種類、昼にいる所や夜に寝る所が違えば、それを計画書に書き込む所がございます。昼田議員がおっしゃられるように可能な限り具体的に書き込んで作成することが重要だと存じます。

現在、町全体では、25 件の計画書できております。

当町におきましては、福祉介護課と連携して、啓発用パンフレットなどの配布、まちづくり出前講座、岡山県の事業なども活用しながら、計画作成など啓発支援に取り組んでいるところでございます。

個別避難計画の作成については、当町のみならず全国的な課題であります。岡山県では支援事業も用意されております。県事業の活用、個別避難計画の作成に詳しい講師の紹介、また、要件を満たせば自

主防災組織の活動支援事業補助金なども活用できますので、こうした補助事業の周知にも力を入れていきたいと存じます。

計画は、最初から 100 点満点である必要はありません。計画を立てやすくする様式も用意されております。それによって徐々に内容を充実していくということを基本に計画の促進に努めたいと考えております。

そして、個別避難計画は、地域の協力なくしては作成できません。地域の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。そして、お困り事がありましたら、総務防災課、また福祉介護課へお尋ねいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2 番（昼田政義君）** いま回答いただきました。総務防災課、福祉介護課と連携しながら作成してくださいという回答でした。

今後の個別避難計画書の推進のために、避難訓練を実施しなければ、良い点、悪い点、できなかったという点の把握はできないと思います。

町民が自分自身の身の安全を守るためにも町民課、福祉介護課、総務防災課が連携して各地区の防災組織と町内会が実施可能な避難計画書を作成し、訓練しやすい環境づくりを整えていただきたいと思います。

各町内会及び防災課組織の方々が計画書を作り、訓練に参加していただくことをより一層呼び掛けていただくことを要望して、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。この際昼食などのため、午後 1 時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、午後 1 時まで休憩いたします。休憩。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

6 番原田秀史君、お願いします。原田君。

**○6 番（原田秀史君）** 議席 6 番の原田でございます。通告に従いまして、空き家対策について質問いたします。

総務省が 5 年ごとに実施している住宅・土地統計調査によりますと、令和 5 年 10 月 1 日時点での全国の空き家数は 900 万戸、その内、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く人の住んでいない住宅は 385 万戸と、前回調査と比べ 37 万戸の増加となっております。その住宅総数に占める割合は 5.9 パーセントとあります。

一方、本町におきましては、令和 5 年に実施しました空き家実態調査によりますと、町内の空き家総数は、平成 28 年と比べ 262 件増加し、1,021 件となっており、住宅総数に占める割合は 7.6 パーセントになっています。

そのうち、小規模の修繕により再利用が可能、管理が行き届いていないが当面の危険性は少ないランク A の住宅が 613 件、管理が行き届いておらず損傷が激しく修繕改修の必要なランク B の住宅が 233 件、

倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が高く早急な改善対応が必要なランク C の住宅が 148 件、調査不可が 27 件といった調査結果があります。

空き家対策につきましては、平成 31 年 3 月議会で質問をいたしました。その後、令和元年に矢掛小学校前の倒壊のおそれがありました空き家を行政代執行により除去した実績や、令和 2 年に空き家が特定空き家等に該当するか否かの判断や、空き家等の活用に関するなどを所掌事項に掲げた矢掛町空き家等対策協議会が設置されたこと及び空き家対策を効果的かつ効率的に推進するため、本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するため、矢掛町空き家等対策計画が策定されたことと、また、令和 5 年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことなども踏まえまして、質問をいたします。

まず 1 点目といたしまして、矢掛町特定空き家等除去補助金の交付が、制度開始から令和 6 年度までの 8 年間、交付がありませんでした。この間、矢掛市街地などで何件かの空き家の解体除去があったのではないかと考えられますが、未交付についての見解。また、令和 6 年度に矢掛町管理不全空き家等対策事業補助金の交付が 2 件ありましたが、その工事概要及び現時点での町内における特定空き家、管理不全空き家の件数をお聞きします。

2 点目といたしまして、平成 27 年に施行された空き家等対策推進に関する特別措置法は、特定空き家に対する措置を中心にしていますが、令和 5 年の改正法では、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空き家等の除去の 3 点のポイントを柱に総合的な対策強化が図られています。

特に、活用の拡大については市町村が経済的・社会的活動の促進のため、空き家の活用が必要となると認められる区域を空き家等活用促進区域に指定することで、接道、用途規制等、建築基準法などの規制緩和が図られ、建て替えや改築等が容易になり、空き家の活用が促進されるのではないかと考えられますが、この制度の導入についての見解。

3 点目といたしまして、空き家バンクの登録件数は、制度開始の平成 18 年度から令和 6 年度までに 298 件、それに対する利用希望者登録数は 651 件で、単純計算で 353 件の供給が不足しており、単年度ごとでもこの傾向が続いています。

また、登録物件成約件数は 213 件、移住者数は 294 名といった実績がある中で、今後更なる移住・定住者の増加を図るためには、登録物件数の確保が喫緊の課題であるため、前述した活用可能な A ランクの空き家を活用することが必要ではないかと考えられますが、その具体的な指標について。またそのことに伴う空き家改修補助事業については、平成 26 年度の制度開始から令和 6 年度までに 211 件、補助総額約 1 億 940 万円の実績があります。

特に、令和 5 年度 29 件 1,317 万円、令和 6 年度 27 件 1,249 万円と、直近 2 年については上昇傾向が続き、流入人口の増加にも寄与している現状があります。

そうした中、この制度の対象所有者については、町内・町外の制約はありませんが、利用者については町外からの転入者に限定されております。前回の質問の中でも提案しましたが、町内居住者も定住を担う一員として、この制度の適用が受けられるようにすべきと思います。

それに加え、昨今の物価高による新築住宅の建設費が高騰している現状の中、比較的安価である空き家の購入希望者が増加傾向にあります。そのため、町内・町外居住者を問わず、移住・定住対策とともに、空き家対策の一環として新たに空き家購入に係る経費に対しましての補助金制度の新設を提案いたしますが、見解をお聞きいたします。

○議長（浅野 毅君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 6 番原田議員の空き家対策について、1 点目及び 2 点目の御質問に建設課からお答えをいたします。

まず、矢掛町特定空家等除去補助金の制度未利用の見解についてでございますが、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空家等を指しております。

本町では、特定空き家等に指定するか否かの判断を行うにあたり、矢掛町空家等対策協議会により専門的知識と地元実態の観点などからの意見聴取を経て、認定をさせていただいております。

矢掛町特定空家等除却補助金については、平成 29 年度に制度設計を行い、法改正に伴い制度改正を行い、現在の形となっております。

当該制度の活用には、まず 1 として、町が特定空き家等に認定した物件であること。2 番目といたしまして、当該特定空き家等の所有者等が除却工事又は附帯工事を実施することの条件が必要でございますが、制度開始からこれまでの間に制度に合致するものがなかったため活用されておられません。

以上です。

つぎに、令和 6 年度の矢掛町管理不全空家等対策事業補助金についての概要及び現在の特定空き家と管理不全空き家の件数でございます。令和 6 年度の実績としましては、西川面及び里山田地内の 2 件の管理不全空き家等へ補助を行いました。概要といたしましては、いずれも管理不全空き家等の除去工事となっております。

現時点での町内における特定空き家等は 4 件、管理不全空き家等は 1 件、これは令和 6 年度の認定でございます。なお、今年度 3 件の管理不全空き家等を新たに認定しておりますが、既にいずれも矢掛町管理不全空家等対策事業補助金を活用され、除去等の対策が完了しており、管理不全空家等の認定を除外させていただいております。

2 点目の御質問、空家等活用促進区域の制度導入についてでございますが、空家等活用促進区域を指定した場合、区域内では、市町村町から空き家等の所有者等に対して誘導用途に供するために必要な措置を講じることを要請することができるほか、空き家等を誘導用途に供するために規制の合理化等の措置、これは先ほど述べられたように建築基準法上の接道義務や用途規制の緩和等でございます、これを講じることができるというメリットがございます。

指定に際しては、中心市街地の活性化や観光・交流振興、移住・定住促進、高齢者支援や子育て支援などあらゆる観点から検討する必要があります。

中心市街地の活性化、観光・交流振興の観点においては、既存の重要伝統的建造物群保存地区を指定することで、区域内の空き家等の活用を促進し、地区の価値の維持・向上を図る効果が想定できます。

一方で移住・定住促進については、中心市街地や中山間地域など移住者のさまざまなニーズに対応する必要もあります。

促進区域及び活用指針に関する事項は、矢掛町空家等対策協議会の所管事項、空き家等の活用に関することに該当しますので制度導入については、今後、空き家対策施策の方向性も踏まえまして、矢掛町空家等対策協議会において検討してまいります。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 6番原田議員の空き家対策についての、3点目の御質問に企画課からお答えします。

まず、空き家を活用する具体的な手法についてでございますが、平成18年度から令和6年度までの空き家バンク登録物件の成約率は、議員の御質問にありましてとおりの件数で成約率71パーセントという非常に高い成約率となっており、需要の高さを感じてございます。

利用者登録数も物件登録数を上回る状況が続いており、空き家対策・移住定住対策の推進に大きな役割を果たす制度として更なる利用拡大に努めることが必要であると考えます。

空き家登録の推進のための手法でございますが、空き家調査で利活用を考えてみたいと回答された物件所有者に空き家バンク登録の案内を通知したり、町外の固定資産税納税者に空き家に関する利用の御案内を行うなど、登録物件数の増加に努めているところです。

次に、空き家改修補助事業について、町内居住者も対象とすべきではという御提案でございますが、現在の制度は、空き家の解消と人口減少の緩和を同時に進めるため、町外からの移住者の空き家活用を促進する制度として特別交付税の対象事業として実施しているものでございまして、補助対象者を物件所有者か町外からの移住者に限定しているものでございます。

町内居住者につきましては、住宅の改修に対しましてリフォーム補助制度がございますので御活用をいただければと思います。また、空き家バンク登録物件につきましては、物件所有者側からの改修補助も利用できますので、併せて御活用いただければと思います。

また、空き家購入補助金制度の新設という御提案でございますが、県下の状況を見ますと補助金額や補助率の違いはありますが、27市町村の中では12市町が実施、そのうち6市町が町内居住者も対象としているという状況でございました。

空き家の解消・移住定住の促進に一定の効果が見込まれる内容だと考えますが、矢掛町の空き家バンクの現状としては、供給不足の状況であり、まず、利用可能な空き家の登録推進に努めることが重要であると考えます。購入補助制度につきましては、実施の効果や需要と供給の動向、売買価格の推移、財源なども含め、今後研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 原田議員の御質問についてお答えさせていただきます。先ほどの空家改修補助金について、町内の居住者も対象とすべきではないかという御提言をいただいていた。それにつきましては十分検討してまいります。

私もこれまでは住宅リフォーム補助の適用対象の拡大でありますとか、それから補助額の拡充も含め住宅分野には力を入れてまいりましたが、本件については財源が国で、その制度の下ではあくまで移住者のみが対象でした。これでは町内の居住者が対象とならず、何とかならないかということで私もものかしい思いでございました。良い御提言をいただきまして、ありがとうございます。そしてまた、空家購入補助についても研究してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい。町長には3点目のうち空家改修補助金に、また購入補助金につきまして大変前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。

この問題につきましては、町外からの移住者だけでなく、定住者である町内居住者の方にも、この制度が適用されることで空き家の活用が促進され、空き家対策が更に前進することで町の活性化にもつながるものと確信していますので、よろしくお願いをいたします。

ちょっと被るかもわかりませんが、空家購入補助金制度についてですが、これは、課長の答弁の中にもありましたように、県内 27 市町村のうち 12 市町で実施している現状があります。

そうした中でさまざまな観点から研究するとの旨の御答弁でしたが、県下 12 市町、近隣では井原市、ちょっと離れますが新見市が実施していることや最近の新聞広告の折り込みチラシ等による空き家の売買に関する情報発信などのほかにも、町外の購入希望者から直接工務店への問い合わせが何件かあったことも関係者の方からお聞きしています。

このような状況から見ますと、冒頭申しましたが、物価高騰下、比較的安価で購入できる空き家の需要は増加傾向にあるのではないかと思います。こうした中、移住を希望する方の選択肢には、移住先の自治体の助成制度の充実が大きな要因になると思われます。

今後、研究してまいりたいと考えますとの答弁がありましたが、移住者の確保もふるさと納税寄附金同様に自治体間の獲得競争激化という現状がありますので、研究の期間が長くなり、移住定住者の確保に対して他市町村に遅れをとることの無いよう早期の制度を設置をお願いいたします。

次に、活用可能な空き家を活用する具体的な手法については、空き家の所有者に空き家バンクへの登録を促すことで登録件数の増加を図り、供給不足を改善する中で拡大させる旨の答弁でした。

令和 6 年に空き家所有者を対象にしたアンケート調査では、292 件のうち賃貸売買を考慮しているとの回答が 60 件 26 パーセントといった調査結果がありますので、これらも検討材料に、また兵庫県の多可町ですか、では空き家の所有者に対しまして、毎年の納税通知書に“空き家で損をしないため”にというチラシを同封し、空き家の適正管理等の重要性を訴えることで空き家に対する意識の向上を図っているといった事例もあります。こうした空き家所有者に対しての手法も一つの参考とし、関係各課の連携の下、需要に見合う登録件数の増加を図っていただきたいと思います。

次に、2 点目の空き家等活用推進区域の制度導入については、建築基準法上におけるメリット、観光振興、移住定住等々さまざまな観点から空き家対策施策の方向性を踏まえ、矢掛町空き家対策協議会において検討する旨の答弁がありました。

この制度の目的は、空き家の集中する特定の地域で空き家の有効活用を促進し、地域全体の活性化を図ることにあり、市町村が区域に指定し、空き家の活用指針を策定することで建築基準法等の規制の合理化が図れるというもので、総社市では秦地区を農業振興、また、JR 総社駅や商店街一帯を中心部の活性化を推進するため活用促進区域に指定する方針を定例市議会で市長が表明しています。

こうした先進地の事例も検討を材料とし、重伝建地区など矢掛町の特性に合致した促進区域の指定に向け、協議会において具体的な検討をしていただきたいと思います。

以上、2 点目 3 点目につきましては、ある程度の方向性が示された答弁を評価した上で、提案的なことを述べましたが、1 点目につきまして再質問をいたします。

平成 29 年 4 月 1 日から施行された矢掛町空家等除去補助金交付要綱では、特定空き家等に指定されたものが補助対象でありましたが、令和 2 年 6 月に空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断をする役割を、矢掛町空家等対策協議会が設置されるまでは特定空き家等に認定する制度がなかったことも補助金申請がなかった要因ではないかと思われますが、協議会設置以降も補助金申請が 1 件も出ていな

い要因としては、制度に合致するものがなかったとの答弁がありました。特定空き家等の認定漏れや補助制度の周知不足分もあったのではないかと推察されます。

また、現時点で町内の特定空き家等は4件、管理不全空き家等は1件あるという答弁でしたが、先日、矢掛地区の市街地を中心に道路から目視できる範囲の空き家を確認しましたが、私の認識の中での特定空き家等及び管理不全空き家等に該当するのではないかとと思われる空き家が、答弁の数字以上確認できました。

特定空き家等及び管理不全空き家等の認定は、矢掛町空家等対策協議会でされるものですが、認定するようにするための空き家のリストアップは、例えば、担当課の職員が直接現地確認の上するのか、その手法について。また現在、認定済みの特定空き家等及び管理不全空き家等の所有者に対し、矢掛町空家等対策計画にある特定空き家に対する措置では、まず、“空家法第14条1項に基づく助言・指導を行い、なお、改善されないと認めるときは、同条第2項に基づく基つき勧告を行い、更に正当な理由がなく勧告に係る改善が行われる場合で特に必要があると認めるときは、同条第3項に基づく命令などを行う”と明記してありますが、現時点での措置について、併せてお聞きいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番原田議員の再質問に建設課からお答えさせていただきます。

まず、管理不全空き家等及び特定空き家等の認定のためのリストアップの方法についてでございますが、まず地域住民からの通報又は要望が起点となっております。2番目といたしまして、有資格者——この場合、建築士をさしますが、職員によります現地確認及び空き家の状態確認及び可視化、点数化を実施いたしております。3番目といたしまして、管理不全空き家等については、可視化、いわゆる点数化によりまして判定をし、認定させていただいております。特定空き家等につきましては、現地調査等に基づきまして、矢掛町空家等対策協議会での意見徴収を経て認定について可否の判断を行っています。

次の4件の特定空き家等に対する措置の現状でございますが、特措法22条第1項に基づく助言又は指導が1件、22条2項に基づく勧告が1件、法に基づかない事実確認及び適切な管理の依頼が2件でございます。

管理不全空き家等及び特定空き家等への措置につきましては、特措法に基づき手続きを進めることとなりますが、これらの措置には強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、手続きについての透明性及び適正性の確保が求められます。

矢掛町では、措置を進めるに当たって、国土交通省が定める管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインを参考に法律上の行為を行う前段階として所有者等に対し事実確認を行いながら、所有者等の事情を勘案して具体的方策を検討し、進めております。

また、管理不全空き家等及び特定空き家等については、所有者が既に亡くなられている場合には、相続人等全員に対し、措置を同時に行う事が望まれています。

しかし、物件によっては、相続人等が数十人に及ぶこともあり、相続人調査を迅速かつ正確に行うため、令和8年度より新たに国の補助金を活用した相続人調査業務委託料を予算計上し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい、ありがとうございました。認定のためのリストアップは、地域住民からの通報、要望があったものが対象物件であり、通報、要望がないものは対象外ということでしたが、その対象外の特定空き家等、管理不全空き家等に該当すると思われる物件につきましても周辺住民にとりましては、生活環境保全を侵されているものと思われます。

こうした空き家等の円滑な除去を図るための矢掛町特定空家等除去補助金及び生活環境の保全を図り、併せて、空き家等の活用を促進するための矢掛町管理不全空家等対策事業補助金を活用するためには、特定空き家等及び管理不全空き家等に認定されなければこの補助対象にならないため、矢掛町空家対策計画にあります管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置フローに基づき、パトロール、実態調査結果、苦情等の覚知による実態把握を行っていただき、リストアップのそ上に上げることで制度の活用促進を図り、周辺住民の不安解消に努めていただきたいと思います。

なお、4件ある特定空き家等に対する措置については、特措法に基づく対応がなされることを確認することができました。

いずれにいたしましても空き家対策は、管理、除去、利活用を三本柱に置き、対策を進めていけいかなければならないと思います。

また、先ほどの除去につきましては、基本的には所有者及び関係者の方々に解決すべきものではありませんが、さまざまな理由により最終的には行政が関わっていかなければならない物件も出てくるものと思います。先ほども言いましたが、除去するにあたり、特定空き家に認定することが補助金交付の必須条件であると思いますので、該当すると思われる空き家の周辺環境等を入念に調査し、関係法令を遵守し、適正な対応をしていただきたいと思います。

こうしたことによりまして地域を守るため良好な周辺環境に整備することで、次の世代につなげるまちづくりを可能にすることができるのではないかと思います。

また、利活用に関しましては、空家等活用推進区域に指定することのメリット等を最大限に活用することにより空き家の有効活用を図ることによる効果、空家改修補助金制度の改定により町内居住者にもこの制度が適用されることによる効果、空家購入補助金制度の創設による移住者等の確保に向けた取組による効果、これらの相乗効果により空き家の利活用が促進され、生活基盤の礎の強化が図られることで、山岡町長の2期目に向けてのスローガンでもあります“礎を未来につなぐ”の施策の一端となり、住み続けたいまち、住んでみたいまちづくりにつながるものと確信しておりますので、執行部の皆様方には建設的な御検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、4番岸野榮治君、お願いします。岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 4番岸野榮治です。通告に従い、質問をさせていただきます。

1問目、山田公民館移転建築工事について問います。山田地区住民の要望していた公民館建築工事が、詳細設計も出来上がり、令和8年より工事が始まります。要望内容は多岐にわたっており、このため山田地区では建設委員会を立ち上げ、町の担当者と協議を行い、内容の詳細確認、変更等を幾度か行い、詳細設計書ができあがりました。

今回のように先行事例の見学や地元と適宜協議しながら事業を進めていく方式は、矢掛町が進めている協働のまちづくりに沿った先進事例として高く評価できます。

今後も引き続き、さまざまな事業に際し、協議会などを立ち上げ、事業計画時点から地元関係者と情報を共有しながら進めるべきと考えますが、執行部の見解を問います。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4 番岸野議員の山田公民館移転建築工事を問うについて、建設課よりお答えをさせていただきます。

山田公民館移転事業につきましては、令和 6 年度に基本計画、令和 7 年度に詳細設計、令和 8 年度に建築工事の計画で現在進捗しております。

この事業は、旧山田幼稚園の施設を有効活用し、機能性を高め、新築に匹敵する施設に増改築する事業でございます。

事業着手にあたり、山岡町長より 10 年 20 年先を見据え、山田地区の自治活動の拠点となるべき施設であり、山田地区の皆様の御意見を可能な限り反映させるよう指示をいただいております。

そのため、担当課である教育課だけで実施するのではなく、技術的な支援などを建設課で行い、連携を計りながら事業を進めております。

これまでに山田地区の公民館関係者や住民代表など幅広い立場の方々による建設委員会を立ち上げていただき、町内の公民館視察などを含め令和 6 年度に 3 回、令和 7 年度に 2 回、計 5 回の建設委員会を開催しております。また、このような取組は公民館事業にあたり、初めての取組でございます。

委員会では地域に根ざした施設づくりを目指し、地域の実情に精通した委員の皆様から多角的な視点からや住民ニーズに則した非常に活発な意見が出されこれらの意見を基に設計をとりまとめさせていただきました。

委員の皆様からは、「委員会を通じて地域住民が主体的に関わることができた。」「地域住民に事業の説明がしやすい。」「多くの意見を取り入れてもらい、公民館に愛着が深まる。」などと言った好意的な御意見をお聞きしております。

これまでも本町では住民の皆様の意見をお聞かせいただきながら、さまざまな事業を進めてまいりましたが、今回の委員会を通じて、改めて地域住民の皆様に計画段階から参加していただくことで地域の実情に合ったより効果的なまちづくりを実現できることや住民の皆様が地域に対する愛着や責任感を深めていただけることを再認識させていただきました。

今後におきましても、可能な限り住民の皆様の御意見を反映させ、各地区のニーズに合った事業展開を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4 番（岸野榮治君）** 執行部の考えを聞き、可能な限り住民の意見を反映させ、各地区のニーズに合った事業をこれから取り進めるという答弁でした。

町営住宅の建て替え等も今後検討されております。関係者の意見を反映した取組をよろしく願いたいと思います。

次の質問に移ります。小田川(嵐山)かわまちづくり進捗状況について問います。4 月 28 日、アウトドアヴィレッジやかががオープンいたします。指定管理者として株式会社モンベルホールディングスも決まり、オープンを心待ちにしているところであります。

そこで一つ、工事の進捗状況を問います。2 つ目、モンベルホールディングスの運営方針について伺います。3 つ目、町民の安らぎ、憩い、楽しみはどんなことが想定され、住み続けたいまちづくりに役立つのか、伺います。4 番目、オープン後、次の事業予定は何があるのか。

以上、4点を執行部に問います。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の小田川（嵐山）かわまちづくり進捗状況等について、建設課からお答えさせていただきます。

4月28日にオープンいたしますアウトドアヴィレッジやかげについて4点の御質問でございました。

まず、1点目の工事進捗状況でございます。既にビジターセンター及びユニットキャンプの建築工事は完了いたしました。艇庫建築工事並びに駐車場などの各外構工事も3月末までに完成予定でございます。4月中旬頃までには、町道嵐山線の舗装工事を実施し、今回オープン予定の各施設は完成予定でございます。かわまちづくり事業につきましては、地域住民の皆様の御理解・御協力を賜り、順調に事業が進んでおります。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

2点目のモンベルホールディングスの運営方針でございますが、アウトドアツーリズムの玄関口として、道の駅、町内施設との連携、滞在型観光の促進、地域住民の気付きの場、人材育成拠点、防災拠点、農業の支援、情報・魅力発信拠点、来訪者の利便性、安全性の向上などを掲げられております。

3点目の町民の安らぎ、憩い、楽しみなどはどんなことが想定され、住み続けたいまちづくりに役立つのかについてでございますが、自然豊かな本町な特色を生かし、アウトドアといった新たな切り口の施設が開業することによって、町民の皆様が川や自然に親しんでいただき、町とモンベル社で結んだ包括連携協定にあります各分野にわたる7つの施策を実施することを通じまして、町民の皆様にそれぞれ合った安らぎや憩いや楽しみなどの新たな発見があると考えています。

また、これまでよりかなり広域からの交流人口の増加並びに若年層の来訪者の増加が見込まれます。町内の若い世代が施設に愛着を持ち、町内外に誇れる施設に育てていきたいと思っております。そのこと自体が住み続けたいまちづくりにつながるのではないかと考えています。

4点目のオープン後の事業予定でございます。令和8年度には協議会において住民の皆様から、自然環境の学習の場として御提案いただき、ビオトープの整備、また嵐山付近の再整備として進入路の整備やトイレ棟の新設、広場の拡張などを予定しております。令和8年度で矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり事業は完成予定でございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 小田川（嵐山）かわまちづくり事業がですね、順調に進んで完成も間近であるということがわかりました。

株式会社モンベルと矢掛町が締結した包括連携協定の中で、7つのミッションを挙げられています。その内容は、多岐にわたるものであり、その中の一つに第1次産業、農林水産業への支援があります。また、2月25日に開催されたかわまちづくり協議会で、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者であるモンベルホールディング社からの報告で施設の運営方針の一つとして、農業への支援を目指すとのことでした。

そこで再質問として、本町のかわまちづくり事業において、農業支援への具体策はどのようなものがあるかをお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の再質問に建設課からお答えをさせていただきます。

モンベルの7つのミッションの中で行っている農業支援については、アウトドアメーカーとしての技術を生かして、フィールドウェアの開発が柱になっています。

もう一つの柱が全国のフレンドエリア・フレンドショップの産品を産地直送で販売するフレンドマーケットでございます。この取組には、既に矢掛町におきましても数社が参加されています。

このような取組は、エコツーリズムを通じた地域経済活性化という別のミッションともつながっており、農山村地域に直営店を出し、観光・アウトドアを通じて地域の産業も元気にしていくという方向性が示されています。

企業としての取組を前提として、アウトドアヴィレッジやかげでは、キャンプ場利用者や施設への立ち寄りをされるお客様に対し、町内の観光農園や販売所などの案内を行うほかJ A晴れの国岡山との連携はもちろん、地元の農業従事者と連携した農業体験プログラムを構成するなど町の基幹産業である農業の活性化を図るとされております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** ただいま株式会社モンベルの農業への支援について伺いました。

フレンドシップですか。こういったところで矢掛町ですね、農産物が販売されていくことは、非常に我々農業者としても力強い思いを持ったところであります。

そしてまた、J A晴れの国おかやまとの連携、これも農業者にとってこれからが楽しみであるというふうに感じました。

そこで、再々質問ですが、ここに完成オープンを迎え、これまでの経緯を踏まえ、町長の小田川（嵐山）かわまちづくり事業への思いや今後の見解の一端をお聞かせいただければと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 岸野議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在もまだ工事が続いておりますが、4月28日のアウトドアヴィレッジやかげ、そして西日本最大級のモンベル矢掛店のオープンが近づくとともに、ようやく全体的な姿形や風景も見えてきたところかと思えます。

このかわまちづくり事業は、当初から河川管理者である岡山県と共同して進めてきた事業であります。

振り返れば私にとってこの事業は、前町政から引き継いだ案件でありました。就任した時点で既にかわまちづくり協議会も3回行われていたわけでありますが、この事業を引き継いだ時、事業の難易度、そしてまた、さまざまな面で困難が予想されると思い、大変不安な思いに駆られました。

しかしながら、この事業を成し遂げることが事業を引き継いだ私に課せられた使命であると思い、その気持ちを胸に刻みながら取り組んでまいりました。

この事業によって、矢掛町に県外各地からも多くの人々が訪れ、矢掛町の活気も増し、そして一層知名度が上昇し、まちの発展につながっていくことが期待されます。そして、既にモンベルさんと矢掛町の間でモンベル7つのミッションを基にした7項目からなる包括連携協定を締結しております。自然体験をはじめ、環境防災教育、健康福祉、農業などの1次産業観光や地域経済などに関する多岐にわたる内容となっております。

モンベルさんとの大口協定を推進する上での具体的なことは、今後の議会において審議される予算にも関わることでありますので具体的な発言は差し控えさせていただきますが、農業振興につきましては、先ほ

ど担当課長がお話しましたような施策に加えて、モンベルさんの全国各地の事例も参考にしながら、包括連携協定を生かした取組を行ってまいりたいと考えております。

かわまちづくり事業において、モンベルが指定管理者となり、なおかつ西日本最大級のお店ができた。各地からも多くの人が訪れ、賑やかになってきたというだけではなく、安全や環境に配慮しながら矢掛町モンベル包括連携協定を十分に生かして、町民の皆さんに喜んでいただけるような若い人たちが未来に向けて希望が持てるようなそういった施策の展開を図り、矢掛町の魅力を更に高めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 4月28日オープンのアウトドアヴィレッジやかげ、これが、町にとってもまた町民にとってもすばらしい施設となり、今後ますますこれを基にした町の発展が期待できると思っております。

私どもも町民、これを一つの楽しみとして見ている、思っているところも大いにあります。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、1番土井俊彦君、お願ひいたします。土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席1番土井です。早速、通告に従ひ、質問をいたします。

まず質問事項として、小田小学校の児童が矢掛中学校に進学すると想定した場合の準備はできているのかについて質問します。

昨年の小田地区の説明会から約半年が過ぎようとしています。一方、笠岡市は着々と小学校と中学校の再編をスケジュールどおりに行っています。この予定に沿って進められると、令和11年度は吉田小学校、新山小学校、そして北川小学校も令和12年度には新山小学校と統合の予定です。

その場合、北川小学校の児童は新吉中学校へ進学することは当然の流れであると思ひます。その場合、小田小学校の児童は矢掛中学校へ進学すると思ひますが、想定はまだしていないのか。

北川小学校の統合まであと4年と見るか、もう4年と見るか。教育課はどのように考えておられるのか。いまだ指針が示されていない現状で、保護者の懸念の聲が届いています。

もし計画がある場合、教室の数、下駄箱の数等々小さなことや生徒の通学方法、例えば、公共交通機関やスクールバス等、そして小田地区だけに限らず、美川地区、三谷地区、山田地区、中川地区、川面地区などの6地区の通学の手段を見直すことも大変重要であると思ひます。

そのためには、予算付けの協議もしていたと思ひますが、以上のことについて執行部の回答をお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 1番土井議員の御質問に教育課からお答えいたします。

議員におかれましては、小北中学校の将来について、これまでも熱心に御提言をいただいております。ありがとうございます。

御質問の小田小学校の児童が矢掛中学校に進学すると想定した場合の準備について、教育委員会の考え方を申し上げます。

まず、前提といたしまして、小北中学校に対しては、小田地区の皆様の深い思いがあろうかと思ひます。9月議会でも答弁をいたしました。直近の小田小学校の卒業生の14名のうち半数の7名が小北中

学校へ進学をしている現状がございす。また、過去アンケートでは、卒業生の 82 パーセントが小北中学校に通学して良かったと答えられています。こうした皆様の深い思いと歴史に敬意を払いながら、今後の協議を丁寧に前に進める必要があると認識しております。

その上で、笠岡市との協議状況についてでございますが、笠岡市・矢掛町中学校組合立である小北中学校については、笠岡市の笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画には直接的な記載がなく、現在は両市町の間で慎重に協議を重ねているところであります。

こうした中、地域の声を丁寧に伺う事が重要であると考え、昨年 11 月に笠岡市、矢掛町両市町で、それぞれ地域に入り御意見をお伺いしました。本町小田地区の皆さまからは、「方向性を明確に示してほしい。」といった御意見を多くいただきました。

一方で、笠岡市におきましては、北川小学校の統合について、現在話し合いが進められているという状況にあります。このことは、小北中学校の議論やその後の進展にも影響することから、矢掛町としましては、笠岡市の対応を注視しているところでございます。

次に、小田小学校児童の進学先に関する準備についてでございますが、矢掛町内には中学校は、矢掛中学校 1 校のみですので、矢掛中学校へ進学することとなります。将来の方向性が確定するまでの間も保護者や地域の方々の御不安の解消のために矢掛中学校で必要となる受入れや通学支援のあり方について、前倒しで点検を進めてまいります。

まず、議員が御心配の教室数などの施設面については、現在、物理的な余裕がございすので、全学年の通常学級が 3 クラス編成となりましても対応可能と認識しております。合わせて、学校運営上の課題についても必要な点検と整理を進めてまいります。

次に、通学手段についてであります。現在、矢掛中学校ではスクールバスの運行は行っておりませんが、片道 6 キロメートル以上の通学距離にある地域に住所を有する生徒には、年額 5,000 円の補助金を支給しております。仮に小田地区の生徒が矢掛中学校へ通学することとなった場合、現行では矢掛町立矢掛中学校生徒の通学手当支給条例に基づき、通学手当の支給が基本の取扱いとなります。

しかし、実際の通学にあたっては、安全性や所要時間、道路環境など各地区の通学ルートの実態を改めて検証し、必要な対応について検証してまいります。必要があれば、予算を含め適切な時期に関係部局との協議につなげてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1 番（土井俊彦君）** 前向きな御答弁いただきました。

このような具体的な回答をしていただいたので、児童の保護者の方々も安心されると思います。

ハードからソフトの点検整理などさまざまな点があると思います。また、進学する児童が安心して学べる環境を整えていただき、来るべきその時にスムーズに移行できるよう継続して検討協議していただくことを期待します。

先ほど同僚議員からの質問で、町長、また教育長のほうからの答弁をいただき、保護者の方も大変安心されていると思います。それは、大変保護者に寄り添った考えをされているということが伝わったと思います。

以上で、この質問を終わります。

もう一つの質問として、本町の匠の認定ブランドの山ノ上地区の最上干し柿の今後の質問事項を質問

します。

私はまず、山岡町長が本町の基盤である1次産業に対して並々な熱意を持って向き合われていることに深く敬意を表します。就任直後に打ち出された農業基金の創設やさまざまな政策は、厳しい状況にある農家の方々にとって光であり、町の1次産業に寄り添う姿勢そのものであると確信しております。そして、山ノ上の干し柿にも御配慮いただいたこと、町民としてお礼を申し上げます。

そこで今回の質問である山ノ上の干し柿は、矢掛の匠にも認定され、矢掛町でも有数の農産品として町内外のファンも多く、時期になると多くの方が購入をされています。

しかし、現在、深刻な後継者不足のため、幻の土産ブランドの干し柿になる可能性がございます。

山ノ上の干し柿の歴史は古く、将軍に献上されたと伝えられております。昔から現在の6次産業を具体的に具体化してきた唯一の産品であると私は考えております。

山ノ上地区の生産者も必死に努力はしていますが、高齢と人手不足から存続が危ぶまれる矢掛山ノ上地区の干し柿を絶やさぬために、町として伝統の山ノ上の干し柿を後世に引き継ぐために、努力と支援を今後とも継続していただくことができないか、執行部に回答を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 1番土井議員の山ノ上地域の干柿についての御質問に産業観光課からお答えします。

小田地区の山ノ上地域では、干し柿作りに適した環境を生かし、古くから伝統的な生産が続けられており、丹精込めて作られた干し柿は、その品質の高さや希少性から町内外の多くの方に認知されている本町の特産品であり、ふるさと納税の返礼品としても活用させていただいております。

また、地域では、干し柿まつりの開催や高校生・大学生にフィールドワーク等の活動の場を提供するなど伝統継承活動にも取り組まれています。

本町における特産品を販売する店舗等を登録するやかげの匠登録事業に、干柿を取り扱う店舗として2店舗の登録があり、各種イベントやマルシェへ出店していただいております。本町の認知度向上や地域活性化に御協力をいただいているところです。

この干し柿の生産をはじめとする農業においては、農業者の高齢化、担い手不足などにより、いかに次の世代への引き継ぐかが課題となっています。

これらの課題を解消し、基幹産業である農業の振興を図ることを目的に、令和4年度に農業振興対策基金を設置し、基金を活用した事業を令和5年度から実施しておりますが、本年度から新たに干柿等生産振興事業を設け、干し柿等の生産継続奨励と地域農業の振興のための支援をさせていただくこととしておりますので、干し柿等の販売農家の方は、ぜひ本事業を御活用いただきたいと思います。

また、新たな担い手を確保するため、干し柿生産に係る外部人材の受入れについて、関係者による協議が行われているとお伺いしており、就農希望者等の情報共有・情報提供を行うなど、山ノ上地域と連携を図り、次世代へ山ノ上の干し柿が継承されるよう取り組みたいと考えています。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 前段でも申し上げた通り、山岡町長が、本町の基幹産業である農業振興を大切に考えられていることは、農業に携わっている町民にとって大きな励みになっています。私自身も心強く、大変ありがたく感じております。

そこで、生産への意欲や元気がつながるように農業に取り組む方々や山添の干し柿の生産者に、町長からの前向きに頑張れるメッセージをお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土井議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業、言うまでもなく矢掛の基幹産業であります。3 年前に農業振興対策基金を創設させていただきました。そのほかにもですね、イタリア野菜の生産販売促進を始め、それまでになかったような農業施策の展開も図ってまいりました。

そこで感じたことは、もう当たり前のことですが、農業の振興というのは農業に意欲を持って働いておられる生産者の方々があってこそというものであります。今後とも生産性の向上ですとか、それから農産物の商品化、農業の経営安定化、また、土地改良などの基盤整備とそういったことに一層の取組の強化を図ってまいりますので、農業従事者の皆さんの意見をお伺いしますとともに、一緒になって効果的な施策の検討をしてみたいと考えております。

そして、矢掛が誇る名産品山ノ上の干し柿についてであります。人手不足の面、それからまた、製品化されるまでに工程に手間が掛かり、生産管理の面からも苦労が絶えないという事情を受け止めながら、私自身、山ノ上を訪れるたびに町としてできる支援策は何なのかと思いを巡らせてまいりました。そして、担当課と検討を重ね、実施させていただいたのが、先ほど担当課長の答弁にありました干し柿等生産振興事業であります。

ただ、今年度まだ始まったばかりでありますし、まだまだ制度の改良の余地があると思います。今後も組合をはじめ、生産者の皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただき、実効性のある施策につなげてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1 番（土井俊彦君）** 先ほど、山岡町長の農業振興を大切に考えられて、この農業に携われている皆さんにとって非常に力強いお言葉だと思います。

日頃からそういうふうに述べられておりますが、やっぱり都度都度に町長の生の声をこうやって聞いて、やっぱりその農業に対する気持ちをまた新たに、一層の意欲が出て頑張れると思います。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、3 番福田京子君、お願いします。福田君。

**○3 番（福田京子君）** 議席 3 番福田でございます。通告に従い、不登校についての質問を始めさせていただきます。

学校へ行くのは当たり前、そう思っていながら毎日通っていた。それは、以前は当然の景色でした。

しかし現在、そうした中で、子どもたちを取り巻く環境は激変してきています。長期欠席と言われる中には、不登校と呼ばれる登校しない、あるいはしたくともできない状況にある児童生徒がおり、その数は増えているといった現状があります。

この不登校に関する質問は、昨年 9 月同僚議員が質問させていただいておりますが、大切なことだと思い、改めて質問させていただきます。

文部科学省の統計によれば、2024 年——令和 6 年度不登校の児童生徒の数はなんと約 35 万人。小学生約 13 万 8,000 人、中学生 21 万 6,000 人とあり、前の年から 7,500 人増加しています。その数は、12 年間連続過去最多を更新するという深刻な事態にあります。

本町においても、決して他人事ではありません。

その原因は、学校生活で無気力・不安が約半数、生活リズムが不調であるというのに続き、コロナ禍やコロナ禍などの影響で児童生徒の登校意欲が低いまま継続している。また、教員不足の現状では、子どもに必要な支援や配慮が不足がちなことも影響しているといった指摘もあります。

が、私は、不登校は決して問題行動ではなく、子どもが自分を守るためのあるいは自分らしくあろうとするための一つの選択でもあると捉えております。また、文科省も不登校は問題行動ではないとも明示しております。

今ここで一番大切なのは、学校という箱に戻すことだけではなく学びの火を消さないこと、そして、社会とのつながりを絶たないこと、これが大切なのではないのでしょうか。

そこで、本町の現状と今後のビジョンについて質問をさせていただきます。まず、矢掛町における実態と支援策について。1 項目、その実態、実数と出現率に変化はないのでしょうか。直近 3 年間をお答えいただくとありがたいです。

2 項目、不登校の原因をどのように分析しているのでしょうか。ここ矢掛町における特徴的な傾向とこののをつかむことはできないのでしょうか。

3 項目、校内で別室登校やひまわりの家、こころの教室の実態。そこには、この 3 年間で変化は起こっていませんか。

4 項目、町としての独自の支援はあるのでしょうか。きっとあるのではないかと思います。

5 項目、町内で教育支援センターに該当する施設は整備されていると思ってよいのでしょうか。

次、学習権の保障ということを考える時に、学力維持のため、学校以外での学び、その捉え方についてお尋ねをいたします。

時代は変わっております。フリースクールとかメタバースとか ICT を活用したオンライン学習、こういった学びの場は多様化してきております。本町教育委員会として、こうした学校以外での学びが持つその意義を児童生徒の学習権の保障という観点からどう捉えておられるのか。その基本理念をお伺いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 3 番福田議員の御質問に教育課からお答えいたします。

まず、不登校の実態についてですが、町内の不登校児童生徒数は、近年増加傾向にあります。小学校ではここ 3 年 10 名程度の不登校児童が、また中学校では 20 名程度の生徒が不登校の状態にあります。

出現率におきましては、小学校では全国と同様に増加をしています。中学校では全国的に高止まりの傾向が見られる中、本町では令和 6 年度以降も増加が続いているというような状況です。

次に、不登校の原因の分析ですが、不登校の原因は単一ではなく、本人、学校、家庭の要因が複雑に絡み合うものと捉えております。本人の不安感や特性、学校での学習や対人関係、家庭環境や保護者の価値観の多様化などが背景となりまして、さらにコロナ禍を経まして学校を休むことへの抵抗感が下がっていることも影響していると捉えております。

矢掛町の傾向としては、特に中学生で欠席が長期化しているケースが見られます。長期化したケースほど学校復帰が難しくなるため、未然防止と早期発見が重要であるというふうに認識しております。

それらの対応としまして、こころの教室とひまわりの家を設置をしております。矢掛中学校では、令和 3 年度に校内教育支援センターとして、こころの教室を設置をいたしております。教室に入りにくい

生徒の居場所として安定的に運営できており、毎年度 10 名程度が利用をしている状況です。

小学校では、三谷小学校に令和 6 年度から専属の教員・支援員を配置した校内教育支援センターを設置し、利用する児童が増えています。欠席日数の減少や教室復帰につながることを期待しているところです。

矢掛町の教育支援センターは、矢掛会館 3 階のひまわりの家がその役割を果たしています。このひまわりの家には、学校に行きたい気持ちはあっても登校しにくい小・中学生が利用しており、令和 7 年度は 8 名が利用登録しています。年度途中の登録などで増減はありますけれども、ここ数年、利用者数に大きな変動はない状況です。

これらの学校内、学校外の支援に加えまして、矢掛小学校には登校支援員を 1 名配置し、家庭訪問や登校後の支援を行っております。また、小・中学校合わせて教育支援員を 25 名配置し、個別支援の充実と情報共有による早期発見につなげているところでございます。

併せて、小学校では一人一台タブレットを使った心の健康観察を令和 7 年 1 月から実施し、中学生でも Google フォームなどを活用して同様の取組を進めております。

続いて、学校以外の学びについての捉え方ですが、支援の目標は登校のみに置くのではなく、子どもたちの社会的自立に置くべきと考えております。

教育委員会といたしましては、フリースクール等に通う児童生徒の支援について、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的自立を目指すことを最優先の目標として捉えております。

不登校の児童生徒の中には、フリースクール等民間の施設において社会的自立に向けて懸命に学習や活動を続けている子がいます。こうした子どもたちの努力を適切に判断し、積極的に評価していくことが重要であるというふうに考えております。

メタバースについてですが、これは岡山県総合教育センターが提供しているシステムです。具体的には、どの機関ともつながっていない児童生徒が、インターネット上の 3 次元仮想空間を使って、総合教育センターの先生や同時にログインしている児童生徒と交流できるというものです。

矢掛町の児童生徒は今のところ利用はありませんが、このような交流や学習活動は、自己肯定感を高め、将来の進路選択の幅を広げるものだと言われています。これは、文部科学省が発表した誰一人取り残されない学びの保障、COCOLOプランの理念とも合致するものです。今後、メタバースの利用が望ましい児童生徒に対して、学校が適切に対応していけるよう研修や助言を行っていきたいと考えています。

I C Tを活用したオンライン学習も文部科学省の通知において適切な学習活動の例として明示されています。一人一台のタブレットを最大限に活用し、どこにいても学べる環境づくりを進め、多様な学びのニーズに応えていきたいと考えています。

I C Tの活用は、あくまで支援の方法の一つであり、教職員によるオンライン上での声掛けや可能な範囲で放課後に行っている対面指導や家庭訪問なども組み合わせながら、本人との温かみのあるつながりを維持することが大切であると考えています。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 福田君。

**○3 番（福田京子君）** ただいま前向きな御答弁をいただいたと思います。本町が子ども一人ひとりに

寄り添おうとする視点を強く感じることができました。

そこで、もう一歩具体的な支援の中身について、掘り下げて伺います。出席扱いと評価についてです。

多様な学びを認めるとは言っても、その態度を、保護者が一番不安に思うのは、学校に行かないことで、将来の選択肢が狭まるのではないかという点です。

そこで、現在フリースクールの利用の状況はどのようになっているのでしょうか。また、岡山市では、令和8年度からフリースクールの利用料を補助する方針を示したとのこと。既に美作市にもそういった例がございます。矢掛町ではどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 3番福田議員の再質問に教育課からお答えいたします。

まず、フリースクールの利用状況についてですが、令和7年度中に、中学生が1名、町外のフリースクールを利用しています。この生徒は、矢掛町教育支援センターひまわりの家も同時に利用しており、フリースクールと中学校、教育支援センターが情報を共有しながら、連携して指導にあたっています。

次に、タブレットを活用した教室以外での学習利用状況等についてもちょっとお答えをさせていただきたいと思います。ICTを活用した教室以外での学習については、こころの教室への授業配信は、児童生徒の希望があった際に行っておりますけれども、現在は、ほとんど配信希望はありません。また、ひまわりの家でも令和7年度に配信を行えるようWi-Fi整備を行い、利用時間についても終了時刻を12時から14時まで2時間延長しておりますが、こちらも現在は、児童生徒の希望がないというような状況でございます。また、家庭への授業配信も同様に、長期欠席の児童生徒から配信希望がほとんどないために現在利用がありませんけれども、体調不良で欠席した児童生徒で配信を希望する家庭には必要に応じて配信を行っている事例があります。

次に、こうした学習の出席の扱いについては、文部科学省の通知を受け、令和7年度から要件に当てはまるフリースクールについては、指導要録・出席簿・通知表のいずれも出席扱いとするように町内の全学校の運用を変更をいたしております。

ICT等を活用した学習の出席の扱いについては、文部科学省の通知によりますと、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に、該当要件がいくつか示されております。現在は利用者がありませんが、該当者が生じた場合の出席の扱いについては、個別に判断をすることとしています。

それから、フリースクールの利用に対する補助金制度についてでございますが、県下では令和5年度から実施、岡山市が次年度から実施予定と承知をしております。これらの先行事例や他の自治体の動向を注視し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** はい。御答弁を通じて、矢掛町が誰一人取り残さない教育に取り組まれていることよくわかりました。

教育は、まちの未来そのものです。学校という場所が全てではなく、矢掛町全体が子どもたちの学び舎である。そんな誇りの持てるまちであってほしいと思います。

教育関係者の皆様の御尽力に敬意を表しつつ、登校をしていなくても、自分もこの町で認められると胸を張れるような更なる支援の拡充を強く要望いたしまして、私の本日の質問を終わります。あり

がとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君、お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、自走式草刈り機を希望する各企業への無償配布・貸与についてお伺いします。

役場より寄贈式草刈り機の中古品を平成28年頃、7地区の自治協に生まれ、各自治協で維持管理していましたが、ついに7地区とも故障で使用できなくなりました。

今までは自治協で借りて環境整備などで利用できていた具体例では、内神下池の草刈り時に自治協で管理していた自走式草刈り機を町民がよく借りて作業を行っていました。

現在、行政で借りて使用できるのはいろいろ条件がついており、借りたいけど借りられません。

県内のある町ではリモコン式草刈り機を町内19地区にを対象に、永年対応する事業を進めている。購入費の大半を町が負担して、普及促進、過疎高齢化税、除草作業の担い手が不足の中、労力を軽減し、農地の維持につなげている。

このような方法で、町民誰でもわかりれる自走式草刈り機を希望する自治協に無償配布か貸与する考えはあるのか、執行部のお考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 11番小塚議員の自走式草刈り機希望する各自治協議会への無償配置・貸与について、建設課からお答えします。

現在、本町では、建設課でまちピカ、アダプト事業を実施されている団体等にリモコン式草刈り機や電動式草刈り機の貸し出しを実施しています。また、産業観光課では、耕作放棄地や鳥獣被害対策として自走式草刈り機の貸し出しを行っています。

御質問にもありましたように、過去には各自治会に対し、対応年数の超過した自走式草刈り機を各自治協議会に配備し、活用を委ねた経緯もございますが、維持管理や故障等への対応が地元自治協議会では困難であったこともあり、活用を断念した経緯があることを伺っております。

令和7年度の自治協議会主催による地域座談会では、ほとんどの地域において道路や河川、農地などで住民の皆様が実施されている草刈り作業について、少子高齢化による担い手の不足や夏場の高温などによる重労働化など、これまでの地域で担ってこられたことが困難になっていることが取り上げられました。

地域座談会での住民の皆様のお話をお伺いする中で、一言で草刈りと申しましても、作業される場所により条件が異なっており、草刈り作業の方法も御要望の内容も多岐にわたっておりました。

そのような状況の中で、展示したリモコン草刈り機には多くの関心が寄せられ、12月議会の一般質問でも貸し出し方法等について御質問をいただいております。このような、現状を踏まえての小塚議員からの草刈り作業へ負担軽減への御提言だと思います。

建設課としては、町民の皆様の草刈りへの負担軽減に対する対策に関連する産業観光課、町民課とともに早期に立案してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 維持管理の対応が自治協では困難だったとの答弁がありました。確かに、早く故障して使用できない自治協もありましたが、矢掛地区では約9年間も自治協で管理し、貸し出しして

いました。

作業者の高齢化に伴い、草刈りの負担軽減を図るためにも、ぜひ具体的にいつ頃までに立案していただけののか。再度お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の再質問に建設課からお答えをいたします。先ほど答弁させていただいたとおり、草刈りの要望内容は多岐にわたっております。小塚議員も述べられたとおり、各自治協議会の対応もさまざまでございます。町民の皆様の要望を精査し、関係課との連携も必須となっております。

また、本年度より導入いたしましたラジコン式草刈り機の貸し出し事業におきましても、11月より運用を開始したばかりでございます。本格的な稼働はこれからでございますので、事業についての評価も必要になってまいります。

このような状況でございますので、現段階で立案時期等について申し上げることは、再度の答弁となりますが、控えさせていただきたいと存じます。ですけれども、早い時期に立案できるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 小塚議員の再質問にお答えさせていただきます。先ほど建設課長から話がありましたけれども、昨年11月から開始させていただいたラジコン式草刈り機のこの事業でありますけれども、有難いことに大変好評でありまして、予想を上回るほどの高評価をいただいております。お役に立っていること、大変うれしく思っております。

いつからという時期でございますが、これ申し上げさせていただきます。来年度何とか導入、その数を増やすということ、台数を増やすということ。そして、貸し出しの対象、今はもうまちピカとアダプトに限られてますけれども、貸し出しの対象も広げるといふふうにさせていただいて地域の皆さんの御負担軽減、これにつなげてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** ありがとうございます。

町長、来年には考えていただけるという力強い言葉をいただきました。

やっぱり高齢者の作業者が多いんで、もう草刈りをお願いしても、もうやめたい言う人が割と多いんです。だからできるだけ負担を掛けない。自走式とラジコンまではいかななくても、自走式草刈り機はいろいろな所で使えるような条件にしていいただければ有難いかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日6日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日 6 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午後 2 時 3 6 分 散会